

信濃名士傳

初編

281.52

M398.8

(W)

004508-000-9

281.52-M398.8

信濃名士伝

松下 軍次/著

M27

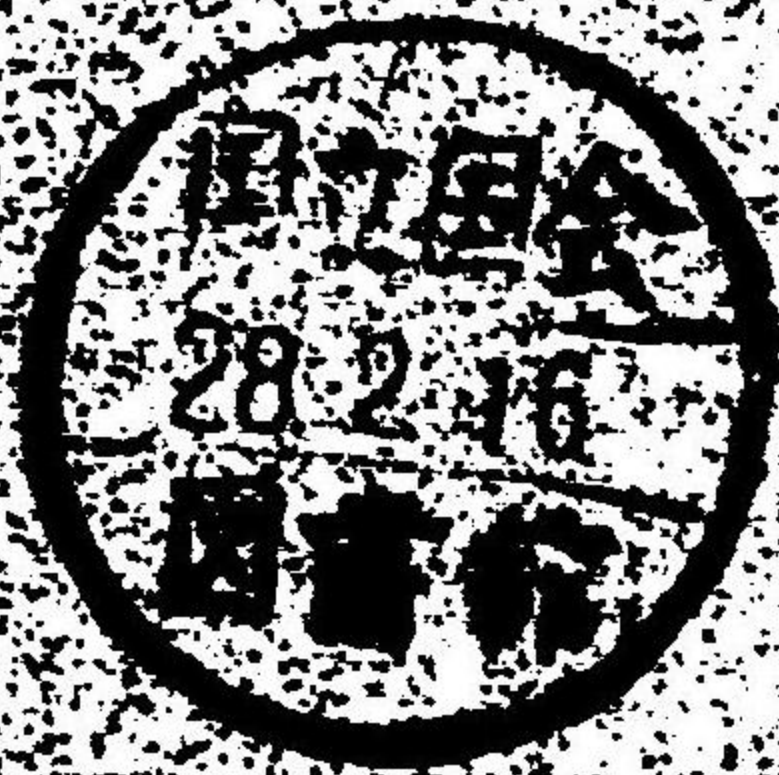
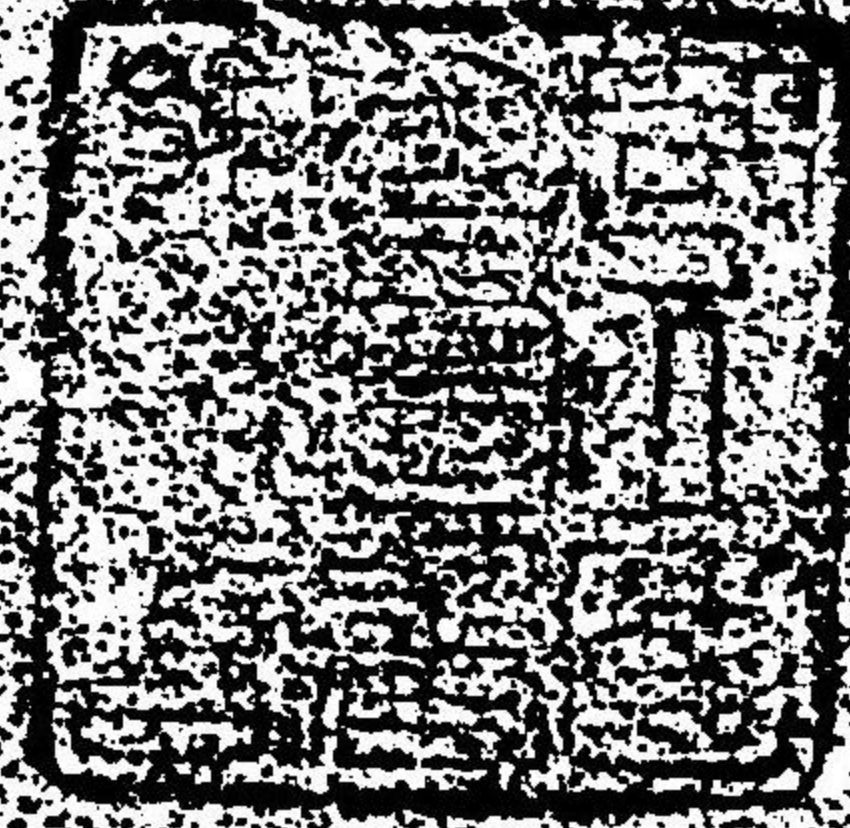
ACE-1055





281.32  
M 





288306

288306



28152M398A

筆道

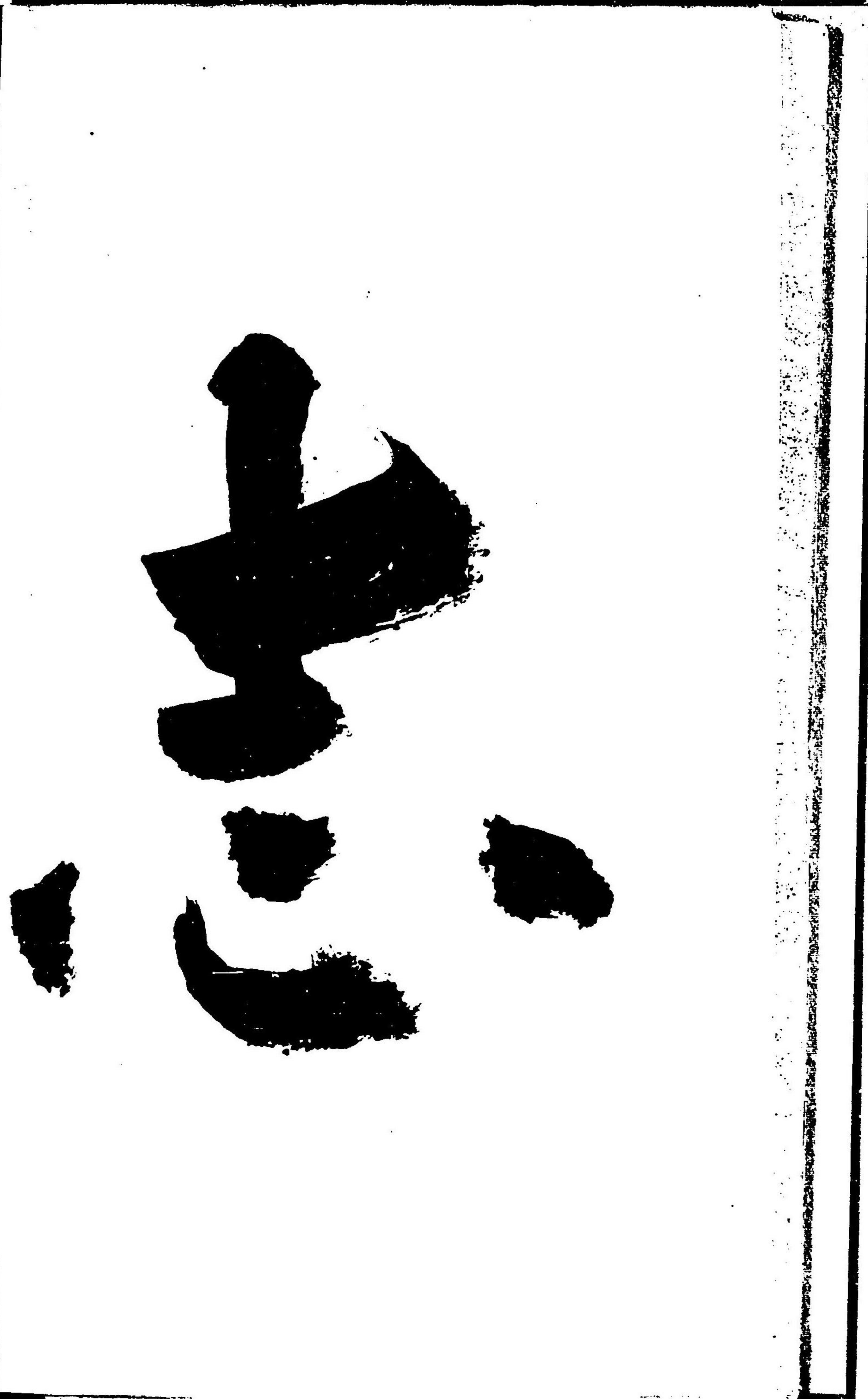
筆道



288306

筆道







草







福





如月如雪  
如月如雪





序

王政復古偃武興文百度一新紀綱大張德澤之所被隆化之所蒸賢豪鉅才踵武輩出蓋振古所未曾有然不及今記載之則其嘉言偉行有



歸於漸盡所滅者是松下軍  
次所以著此書也所採錄總  
止於一國雖未廣及於天下  
亦可以知治化之隆人物之  
盛矣聞幽顯微以成人之美  
君子之事吾嘉焉及書成弁



卷端如此  
明治癸巳十二月

子爵 榎本武揚





## 緒言

徳川氏の世政門地を重んじ上下の分極めて正しく貴賤の別極めて嚴士の家は常に士たり大夫の家は常に大夫たり是の時に當り英雄豪傑の士卓犖不羈の材を抱き經世濟民の志を有するも多くは之を逞うすることを得す往々玉を懷きて野に泣くものあり間或は志を得政治文學産業等に就きて大に功益を奏する



ことあるも都會に在るものを除く外は  
列藩各其の境を守り往來自由ならさり  
しか爲め其名近く一藩の中に止まり遠  
く全國に播くに及はず人才の不幸此の  
時より甚しきはなし

明治の初王政古に復し百度一新紀綱大  
に張る皇化の及ふ所偉人傑士濟々とし  
て輩出し或は文學に或は政治に或は殖  
産興業に家を起し名を成すもの車載斗

量指屈するに違あらず而して我か信濃  
は特にろの中に傑出せり近く其例を舉  
ぐれば廟堂の上に立ちて大政に參與し  
國家の財政を掌る某君の如きあり國務  
の大臣を輔翼して全國の内治を總管す  
る某君の如きあり或は滔々の辯を揮ひ  
諤々の議を建て敵黨を片言隻辭の下に  
折きて議會を左右する某君の如きあり  
或は刀圭の業に従事し死を起し生に回



四  
す某君の如き或は機を觀時を考へ物貨  
を運轉して國益を爲す某君の如き或は  
農稼の業を勤め蠶桑の事を力むる某君  
の如きあり其爲す所の事一ならずと雖  
も皆我國家の爲め我か人民の爲めに利  
益を謀るものに非ざるはなし海内廣し  
と雖も人才多しと雖も我信濃の如きは  
多く其倫を見ざるなり  
然るに吾古今の史乘を讀むに偉人傑士

の事蹟湮滅して知るへからざるもの往  
々少しとせず是れ一は古史の散佚して  
傳はらざるに由ると雖も抑亦記載の書  
に乏しきか爲ならずんはあらず是に由  
て之を觀れば我信濃人才の輩出各國に  
超越するも之を採録して後世に傳へさ  
れは數百年の後ろの鴻業偉蹟湮滅して  
知るへからざるに至らむも計るへから  
ざるなり果して然らば何れの日か復た



之を天下に發揚するを得んや  
抑又之を聞く書を學ぶものは刻帖を貴  
はすして眞蹟を貴ひ人を相するものは  
寫影に於てせずして觀面に於てすと後  
進の士事を成し業を遂げむと欲するも  
のは遠く古人の陳迹を師とせず宜しく  
近く現存先達の行事を摸範とすへし然  
れとも或は地隔り境遠く親しくろの人  
に接しろの言論を聽くの機會を得ず往

々其方向を誤るもの少しとせずこれ等  
諸人の爲め先達の傳記を編纂し其既往  
の言論行事を記載し其處世の指鍼を與  
ふる亦必要ならずとせず  
是に於て吾自ら量らすこれか編纂に着  
手せんと欲し或は親しく其人の門を叩  
き或は其親戚朋友の許に就き其經歷を  
聞き其事業を質し奔走從事すること此  
に四星霜博求旁索の勞亦至らすとなさ



八  
す今歳に至り漸く其功を畢ふることを  
得名けて信濃名士傳といひ之を世に公  
にせり載する所纔かに三十餘人未だ悉  
く人才を網羅したるに非すと雖亦以て  
信濃人物の盛を天下に發揚し且後進處  
世の指鍼と爲すに於ては餘りあり若し  
其遺漏に至りては他日を待ちて之を補  
はんと欲す讀者知る所あらは幸に示教  
を惜むこと勿れ

或人曰く棺を蓋ふて名始めて定まると  
稱す生前に於て傳記を作るか如きは古  
來未だ其例を聞かすと特に知らず自叙  
傳を著はして以て自己の事業を後世に  
傳へ壽藏碑を建て、功德を生前に表す  
るもの古今東西其例に乏しからず唯ろ  
の人の取舍に於ては力めて慎重を加へ  
或は請託攀援官職を濫にし或は盛名一  
時を動かすも反覆常なきの徒の如きは



一切之を淘汰せば生前に於て傳記を作るも何の不可かあらむ吾の此書を編纂するに方り亦三たひ意を此に致せり更に一言すへきことあり嘉永安政の際鎖國攘夷の説盛に起り天下滔々殆んど皆是れなり此の時に當り象山佐久間先生我信濃より出て眇々の軀を以て熱心に開國貿易の議を唱へ奔走して之を靡き世の譏誹怒詈を顧みず其計畫する所

を觀るに文武百官の改正陸海軍の設置大中小學の建立より海岸の防禦物産の獎勵に至るまで今日の政治と全く符節を合せたるか如し不幸にして暴徒の莖鏹に罹り其志を行ふに至らずと雖有志の徒或は其示教を受け或は其言論を聞き相踵て起り遂に今日の鴻業を爲すに至れり而して我信濃濟々の多士は多くは其教導誘掖を受けたるものなり是に



由て之を觀れば維新の鴻業と信濃人士の輩出は先生大に與りて力ありと謂ふへし感ずる所あり併せて此に論及す

明治二十六年歲抄 松下軍次識

信濃名士傳初編目次

伊澤修二君	一
今村清之助君	五十一
色部義太夫君	八十九
今井政公君	九十七
轟市右衛門君	百一
小野光景君	百九
渡邊千秋君	百二十七
渡邊國武君	百六十九
渡邊驥君	百七十九
片山芳林君	百八十九



鎌原仲次郎君……………百九十九  
 横澤本衛君……………二百七  
 辻新次君……………二百十三  
 中村彌六君……………二百四十三  
 中川元君……………二百五十五  
 中澤與左衛門君……………二百六十一  
 中島精一君……………二百八十五  
 大里忠一郎君……………二百九十五  
 倉島清忠君……………三百五  
 黑澤鷹次郎君……………三百十五  
 山口久米太君……………三百二十三  
 牧野毅君……………三百二十九

牧新七君……………三百八十三  
 福島安正君……………三百八十九  
 淺田宗伯君……………四百四十三  
 齋田功太郎君……………四百五十九  
 北澤正誠君……………四百六十三  
 北村英一郎君……………四百八十三  
 北原信綱君……………四百九十五  
 島津忠貞君……………五百三  
 須田哲造君……………五百十三  
 諏訪忠誠君……………五百二十三



今村清之助君



[A large rectangular frame containing faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]



村清之助君

君は嘉永二年三月を以て信濃國下伊奈郡出原村に生る幼名を周吉と云ふ吉右衛門君の第二子なり君の家累世一村の豪族を以て里正の職に任し勤儉を以て村民の模範たりしか三四世前より家風漸く墜ち稍奢侈に流れ生計日に困難に趣き祖父伊右衛門君の世に及ひ終に家産を分散するに至りしかは父君の世は殆んど支ふへからざるの窮乏に陥おりたり故に君は幼年より山林に入り枯木を拾ひ落葉を集めて薪と爲し以て其日の職業とせり一日君例に依り山林に在りしに偶々村人某來りて君を責めて曰く咄爾何んするものう他人の所有地を犯すやと口を極めて罵詈し遂に君を山中より逐へ



り君大に之を憤り走り歸りて之を祖母に告ぐ祖母涙を吞んで君を諭して曰く彼の山は元吾家の所有たりしに往年家計の困難なりしか爲め僅少の價格を以て賣却せり然れども今尙ほ買戻の約あり若し之を辨償せば再ひ我が有と爲すも難からず唯其價を償ふ能はざるのみ兒よ暫らく其辱を忍へど君之を聞て益々憤恨に堪へず切齒涕泣するもの之を久うせしか是より之れを回復せんとするの情緒勃々として禁する能はず日夜思を焦し心を苦め寤寐の間も亦忘るゝことなく貨財の貯蓄に志せしも當時勞働者の賃銀甚だ低廉にして丁壯の得る所一個年僅々三兩に過ぎず殊に君は年尙少きを以て其得る所到底其目的を果すに足らず此に於て奮然家兄に

請ふて曰く阿兄宜しく家に在り農を勤めて以て老父母に仕へよ弟幼なりと雖商を以て身を立て家計の回復を圖らんと然れども家兄之を許さゝるに依り其意を果す能はず空く志を抱きて時の至るを待てり  
己にして烏兔忽々君年十六歳に達し平生の素志を達せんと欲するの念益々切なりしも邊陲の地終に其身を立つる能はざるを悟り斷然意を決して家兄の所持金貳朱を懐ろにし竊に家郷を發す時己に四月上旬なりしも信州の地は山岳重疊の間にあるを以て殘雪未だ全く融けず寒風尙ほ肌を襲ひ諏訪を過ぎ和田嶺に達せし頃は山路の險難更に甚しく鉄心石腸の君をして覺えず人世の行路難を歎せしめたり殊に此山は信州を兩分する峻嶺にして漸く其山巔に達するや萬感忽



ち胸中に蝟集し顧みて故郷の父母親友を思ひ又一身の前途を考ひ或は是れ故山見納めの首途ならんかと疑ひ思慮百端進まんとして進む能はむ低回躊躇する折柄一人の禪僧あり其前を通過し君が頻に俯仰歎息するを見て訝り問ふて曰く君何の悲しむ事ある歟と君答ふるに實を以てし且つ前途の目的を述べ僧眉を擧めて諭して曰く君漫りに迂濶の行爲を爲す勿れ是より江戸に出でんには道路甚だ遼遠にして途中數泊を重ねざる可らざるのみならず街道には關門あり旅行券を有せされば通過するを得む然るに君は少年の身を以て少額の金を携へ之に達せんと欲す是決して爲す能はざるのとならん況んや故山の兩親は君の出踪を憂て其消息を待たん君決して無謀の事を爲す勿れと懇々説諭せり然れども

君の決心鉄石の如く頻りに同行を懇請して已ます其動かす可らざるを觀漸く之を諾して曰く予は君の見る如く諸國行脚の禪僧なり故に君の満足すへき旅行を爲さしむる能はず然れども君にして多少の困難を忍ひ多少の日子を費すを甘んせは江戸に出てんと敢て難きに非ざるなり且つ旅行券の如きは予の所持するものあれば心を勞する勿れと君大に之を喜ひ遂に身を扮して此僧の從僕となり其荷物を擔ひ沿道の各寺院に宿泊し凡そ十二三日を費やし始めて江戸の北隅板橋驛に達せり禪僧君に謂て曰く已に江戸に達せり予乞ふ是より別れんと君之れを聞き悵然殆んど自失せんとせしか其止むへからざるを知り乃ち厚くろの恩を謝し共に袂を分ちぬ君已に禪僧に離れ宛も稚兒の慈母に別れたるか如く茫



乎として不知不覺の間に獨歩し漸く江戸の中央に達せしか  
 左右を顧みれば大厦高樓苑を連ねて櫛比し往來織るか如く  
 耳目の觸るゝ所一として驚心駭膽せしめざるものなし且つ  
 歩し且つ眺めて遂に高輪に至りしか囊中固より乏しきを以  
 て木賃宿を求めて之に泊し僅に炙蕎を買ふて食に代へ以て  
 數日を経過せり以爲予故郷に在り常に江戸の繁華を耳にせ  
 りと雖今來りて之を見れば其壯大實に予か想像の上に在り  
 予か如き田舎漢何人に頼りて業に就くへきか殆ど其方便だ  
 も知る能はざるなり聞く是より西に横濱ありと横濱は外人  
 の居留する所なり寧ろ或は予か立脚の地と爲すに適せむも  
 知るへからすと直ちよ江戸を發し薄暮横濱に着す翌日君市  
 中を徘徊し其職業を求めんとせしか偶々知人某氏に面す某

氏君を警めて速かに歸國せしむ君更に之れに應せず却つて  
 切に立身の道を周旋せんことを望めり某氏其の決心の堅き  
 に感じ即時君を伴ふて之れを横濱南仲通弗屋平野屋市五郎  
 氏に托す居ること十餘日君稍其の風土に熟せしを以て胸中  
 大ひに期する所あり一日主用を帯ひて家を出てしに會々親  
 族某氏に邂逅せり某氏は國を出つる時君の父兄より君の所  
 在を探り伴ひ歸るを依囑せられたる人なりしかは百方辨解  
 するも容さず平野屋に同行して遂に君の暇を乞ふ君是に於  
 て已むを得ず某氏と共に横濱を發して故郷に歸れり君の故  
 郷に歸るや父母親族相集りて君の不法を詰責し且つ其後日  
 を警誡すること甚だ嚴なりしと以て君又已むを得ず家兄を  
 助けて農業に従事せり



明年慶應元年君地方に於て小商を營まんと欲し其資本を家兄に請ひ僅に金壹兩を得たり君は是に於て日に近村の農家を訪ひ鶏卵を買收し之を三里ばかり隔りたる飯田町に齎らして之を鬻ぎ營々として懈らす少許の利益を携ひ歸り以て家兄の生計を助けしか後ち漸く商業の經驗を積み各村に知人を得るに至りしかは時には端絲屑繭等を買入れ多少の利潤を得しことありしも固より資本に乏しきか故に充分の収益あるへき目的なし君之を憂ひ家兄に巨細の事狀を語りて之を謀りしも意の如くなること能はず益々辛苦を増すのみなり然るに同村なる君の大叔父彌右衛門氏は元と君か家の別家にして當時頗る富有の聞にありしかは君以爲從來彼は我家と不和なれども固より最近の親族なれば之に請は、必ず憫

みて貸與せんと其事情を陳して資本金五兩の借入を請ひしに冷然其拒絕する所となり大に望を失ひ怏々として樂しまず業務も亦之か爲めに抛ち去り遂に元資金壹兩を失ひしのみならず更に多少の負債をも生じ同年末には殆んど爲すへきの術なきに至れり君此に於て以爲僻陬の地到底予か希望を果す可きに非ず然れども江戸は已に鑑みる所あり寧ろ名古屋に赴むかんと獨り心に決する所あり十二月二十八日を以て金壹分餘を懐にし去て名古屋に至れり實に慶應三年にして君か十九歳の時なり

初め君心に期すらく名古屋の地は三府に亞くの大都會なり當に大に爲すことあるへしと然れども如何せん同地に一の知人なく又爲すへきの方便なきを以て茫乎として歩を進め



遂に宮驛に達す時に三人隊を爲し放歌して過くる者あり君又之に和し同しく放歌して行く已にして彼等君に問ふに其行く處の地を以てす君素より定まれる目的なきも事宜之に應へざるへからず依て已むを得む答ふるに横濱を以てす彼等曰く予等も亦横濱に途する者なりと其れより其地理を反問せしに君嘗て一たび横濱に遊びしを以て更に窮せず略其土地人情を語り且之に告ぐるに生絲商なるを以てす彼等之を實とし爾來益々相親み且曰く諺に云ふ袖振り逢ふも他生の縁と乞ふ君と同行せんと或は謠ひ或は語り遂に某地に達し同く泊す抑も彼等は何人予身に垢衣を纏ふも其言語動作に自ら品位あり而して其一人は常に巾を以て頭を被ひ食事の間と雖之を解かず且つ他の二人と寢室を異にせり此に於

て君其何の故たるを知らず心私かに之を恠む一人あり君に耳語して曰く予等已に爾の性質を知る故に爾に其實を告げん予が一行中主君の在るあり今更めて爾を紹介せんと君を誘ふて一室に至れば一人あり上席に坐せり君次室より平伏して竊かに之を窺へば是れ嚮きに被頭せし人にして儼然位を占め容姿凡ならず且つ其頭髮は俗に野郎頭と稱する者の如く前髪を削ると甚だ潤けれども其兩端尙ほ緑色を帯び新たに剃りしを推知するを得べし蓋し貴人の装を變じて旅行する者なり已にして傍の二人君に告て曰く主君の命に依り今より旅中の會計總て爾に委托せんとす爾幸に許諾せよと乃ち金若干を出して君に渡せり君姑く彼等と同行せしも未だ定まれる目的なかりしに曩に戯に口せし横濱行は遂に事



實となり今や同行者より旅費を托せられ復之を變すべからざるの場合となり已むを得ず始めて再び横濱に行くことに決心せり爾後數泊を重ねて箱根驛に着し脇本陳某家に泊す彼兩人君に告げて曰く此家に於ては汝只予等が爲すに従かひ進退すべし決して從來の事實を語るべからずと室に入るに及びて主人出來り甚だ恐懼せるか如く數室を隔て、平伏叩頭し敬禮最も厚く彼の從者を遇するも尙ほ主人に接するが如し明朝主人自ら其先導と爲り箱根關門に到る故に毫も訊問せらるゝなく無事之を通過し遂に程ヶ谷に着す彼等三人君に別を告げ且つ數日の勞を謝す蓋し君は横濱に行くものにして彼等は江戸に行くものなればなり此に於て君は其手記せる會計帳簿と其殘金とを出して之を還し且つ其自己に

屬する出費を辨せんとす彼等固く之を辭して受けず君乃ち其懇情を謝し且つ他日の爲め其姓名を告げんとを乞ふ彼れ故ありとして言はせ只笠間なりと告げて去る君此に於て獨り横濱に向て出發せり

君の横濱に着するや直ちに舊主平野氏を訪ひしに計らざりき同氏の家は己に變して骨董舗たりしを以て君其意外に驚き仔細を近鄰に問ふ隣人曰く平野氏は商業に失敗して遁走せり今何れに在るやを知らずと君大に望を失ひ茫然爲す所を知らず然れどもまた何如ともする能はず又木賃宿を求めて之に泊し居ること數日遂に其所持品を賣却し漸く金壹分餘を得しも終日爲す事なく徒に俯仰歎息するのみ時に同宿某君に勸むるに榮螺を賣らんことを以てす君其言に従ひ囊



中殘餘金三朱餘を以て資本とし一夜途上に出て、榮螺店を開きしか幸にして多少の利益あり一身を支ふるに足るか如し君依て毎夜此店を出して懈たらず一夜西洋洗濯を業とする某來り榮螺を食し且つ曰く當時某米國商船給料八弗を以て男子數名を雇はんとす若し雇主の意に適はゞ尙ほその位置を進むるの望みありと聞く君年尙ほ少し之に雇はるれば寧ろ今日の營業に優るものあらんと君之を聞て以爲今日實に悲運の極に達せり夜々得る所纔に腹を充すのみ之を一月八弗の高給に比せは啻に霄壤の差のみならず豈其勞力の多少を問に暇あらんやと直に某氏に向て其周旋を乞ふ某氏曰く其乘船は明夕六時なり君其時を以て埠頭に來るへし予必ず君を周旋せんと君大に喜ひ匆慌業を休めて家に歸り翌日

約せる所の時間を以て埠頭に至れば某氏も亦已に來りて君を待てり乃ち共に舢船に乗せんとす會海上風濤俄かに起り宛も山岳を覆すか如く復船を出すへからず逡巡躊躇の間米國商船は漁笛一聲波を蹴て拔錨せり此に於て君か終日喜ひし所の結果盡く水泡に歸し復如何ともする能はず遙かに黒烟の波間に漂ふを見て其不幸を歎するのみなりき

君一たひ外船雇人ならんとせしも其望を失ひ止むを得ず復た榮螺賣と爲り孜々其業を營みしか一夜某商館の手代某來りて榮螺を食ふ某君か年少にして此賤業を營むを見て深く之を憐み君に向て其出生地を問ふ君乃ち信濃なりと答ふ某氏曰く然らば生絲蠶種の出產地なり君其製造法を知るやと君曰く予か生地は信濃中最も蠶業に富めるの地にして予の



如きも、幼より此業に従事せり其製造の如きは固より能く熟知する所なりと某之を聞て大に喜び且つ曰く果して然らば大に君を利すへきことあり明日我か商館に來れど君此に於て其出身の道を得たるを喜び且つ大に決する所あり曰く男兒苟も意を決する豈此區々たる物を要せんやと決然其殘餘の榮螺を河中に投じ火鉢榮螺燒に用ゐたる擲鉢等なりの如き雜品は其隣店なるオデン燗酒を商ふ老爺等に分與し身に一品を止めずして家に歸り明日蚤起其約せる所の商館に至る某乃ち君を伴ふて館主に紹介せし後某と共に信州上田に行き蠶種の製造に着手し滞在すると數十日全く其功を終りて歸る館主其成績を見て大に之を賞し與ふるに金貳百兩を以てす君之を得て大に喜び起業の念勃々として已む能はず直に商館を辭

し去り五拾兩を分ちて家兄に送り殘餘の百五拾兩を懷にし再ひ上田に至り許多の蠶種を買ひ之を横濱に送りしに不幸にして價格非常に下落し爲めに意外の失敗を醸し殆ど壹錢をも餘さゝるに至れり然れども君毫も屈する所なく再ひ横濱に至り漸く其道を求めて遂に居留地百三十三番館に入れり該商館は曾て本邦人か外人の名を以て日々米相場を爲せし所にして當時此所に集まれる人は概ね商業社會の浮浪人なりしかは君は此中に住するも前途の目的なきを悟り同商館に出入する岩田作兵衛氏現今甲武鐵道會社常議委員に計るに獨立の生計を營まんと欲するの意を以てす氏其志を嘉みし知人飯田屋某に説き煙草數斤を貸し賣却の後其代金を入るゝことゝ爲さしむ君大に喜び持歸り之を小分して數十の小玉と爲し



毎夜元町通に至り露店を開きて之を鬻けり當時横濱は商業非常に盛んにして金融甚だ豊かなりしかは來り贖ふもの多く日に多少の利潤ありて一時糊口の苦を免かるゝを得たり君以爲人世は實に夢幻のみ今日ありと雖明日あるを知るへからず回顧すれば予か郷里にありし時五兩の資金に苦しみて之を親族に乞ひ却て意外の辱を蒙れり恨心頭に徹し今に至るまで尙之を忘るゝこと能はず親族尙然り況んや他人に於てをや今故郷を離るゝこと數百里の地に在り縱令多少の知己ありと雖一朝事ある時豈其救助を仰くことを得んや殊に予は今一小商賈のみ一日之を懈たれば一日の食を得ること能はず若不幸にして病に臥すか如きの事あらは明日より直に哀を乞ふの餓鬼たらんのみ男兒世に處する豈豫しめ不

時に備ふる所なくして可ならんやと此に於て急に一個の貯蓄箱を作り日に得る所の利益中より金壹朱を投入し尙餘剰の收利あれば之に幾分を増加し投入することゝ爲し爾後一日も怠たらざりしが是れ君が後ち二十年を経て今村銀行を創立せし資金貳拾五万圓の地盤にして今日君の名が社會に嘖々たるも亦此の貯蓄に起因するものなりと云ふ

君は一日も業務を怠らず隨て利すれば隨て貯へ遂に明治二年の春を迎へたりしが稍餘裕を得しを以て横濱遊廓の入口に一店を借り受け一小洋酒店俗に西洋酒のことを開業せり然るに其收利意外に多きを以て益々其外觀を修飾し一層の美麗を添へんと欲するも之に備ふるの資本に乏しきを以て君は一策を按じ空堀數十箇を購ひ來り之に各種の色を附せし



水を満し以て西洋酒に擬し店頭に陳ね大に其外見を装へしが爾來客益々多く日夜絡繹絶にたることなし一日居留地保護の爲め駐在せる外兵三四名君の店頭に來り對酌數刻頗る酩酊の體なりしが偶々同輩の兵士數十名の徘徊通過するあり彼等之を呼び入れ自ら陳列せる酒壘を取り實壘と飾壘固り其色澤の洋酒に摸擬して造れるものなれは其中には茶もあり鹽水もあり又或は厭ふべき臭氣のつきたる水もありしならんとの別なく之を飲ましむ君之を見て大に驚きノーノーと叫ひ其誤まれるを告ぐれども彼等は毫も意とする所なく遂に之を飲みたりしか其酒ならざるを知り顔を擧めて之を吐き且つ絶叫して大に憤り店頭を陳列せる酒壘を破毀し亂行至らざる所なし此に於て君か十數日の利益は勿論資本も亦全く泡沫と化し僅かに身を以て逃れたり

此時君か困難は更に一層甚しきに至りしも尙彼の貯蓄箱の金員に手を下さす再たひ才取を業として日々各所に奔走せり一夜舊主平野屋市五郎氏に邂逅す君は同氏の不幸を歎き日を約して某所に密會し其顛末を質せしに相場の失敗にて一時潛伏せしを以て債主より其旨を町會所に届出てられ如何とも爲し難きと聞き忽ち一策を按出し氏に語て曰く今聞く所に據れば債主は總て財産に富み殊に君と舊來の交際あり且其金額も三千圓に過ぎされは債主より見れば些々たる金額のみこれか爲め逃亡届を爲せしは固より債主の本旨にあらざるへし故に若し自ら其家に就き面謝して債主の心を動かさば或は負債を免かるゝとあらんと遂に氏を伴ひ其債主の一人たる中澤屋某を訪ひ百方陳謝して哀を乞ふ某は素



より市五郎氏と舊知なりしかは一言の異議をも唱へず直に之を諾せしかは君は是より此策に依り各債主に陳謝し數日ならざるに遂に其目的を達し即日其逃亡届を取消さしめ再び各債主の補助を得て市五郎氏をして弗屋<sup>兩替</sup>店を開業せしむるに至れり爾來君も同店に在りて此營業に従事せしか市五郎氏は君か才識あるを愛し其嗣子たらんとを請ひ且つ君に妻女を迎へんことを勸む蓋し君か當時屢々豪遊を試みしことあればなり然れども君か此事あるも亦故なきにあらず君嘗て榮螺賣たりし時一夜誤りて其行燈を焼きたりしに近傍なる割烹店の一校書客と共に竝立して之を見拍手して之を笑ひしかは君はその無情を怒り他日必ず之に報せんといふに期せしか此に至りて稍志を得たりしを以て彼の笑ひし校

書を呼ひ屢々豪遊を試み以て彼を玩弄視し聊か舊時の思を散せしなりと云ふ

翌年<sup>明治三年</sup>君市五郎氏の勧めに依り遂に妻を迎へしか名はヤス子即ち今日の令閨なり其後ち君は營業上の方針に付き市五郎氏と意見を異にし遂に氏と分離せり蓋し市五郎氏は性頗る豁大にして事に當りて遲疑せず其計算の如きは如何なる巨額に達するも敢て之を意とせず爲に營業上危険なること甚た多かりしかは君屢々之を忠告せしも用おす遂に此の事あるに至れり君か市五郎氏と分離せし後幾くもなく氏は忽ち失敗し財産と名譽とを並せて水泡に歸せしめたりと云ふ

當時君は生絲及び諸物貨の才取を以て專業とし常に多少の



利益を得尙懈たらず日に収益の幾分を貯蓄箱に投入せり是より先き君嘗て商業に失敗し進退谷まりし事ありしに此貯蓄金の幫助を以て困難を免かれ信用を失はさることを得たりしを以て益々貯蓄の必要なるを感じ爾來時に或は之を流用するとあるも必だ利を附して返濟せしか故に君の商業には一勝一敗ありと雖此貯蓄金は日に月に増殖し益々巨額と爲るに至れり

嘗て横濱の金穀相場會社の起るや君率先して之が仲買と爲り又選はれて委員と爲る尋で弗屋を開業し洋銀相場を以て營業とせり當時曩きに閉店せし彼の平野屋の商店及び地所は偶然君の手に入りしと云ふ亦一奇と稱すへし然れども洋銀相場の業たる事已に投機に屬するを以て時に意外の失敗

を招きし事ありしも彼の恩人たる貯蓄箱は常に之が救助の任に當り君をして此大難を免かれしめたりしが故に信用日に益々厚く營業月に繁盛に趣きぬ然れども君一日感ずる所あり以爲凡る商家の損失は損失の日に損失するに非ず必ず其最も得意の時に於てす彼の平野屋市五郎氏其他諸家滅亡の事跡に徴えて照々たり殊に我營業の如きは一時の變動によりて遂に一家を傾くるに至ると甚だ多し今にして他に確實なる事業を營み以て不時の變に應せずんは數年間辛苦經營せる家産も亦一朝水泡と化し去らんも知るへからずと明治十年を以て東京日本橋區堺町に太物綿類及び兩替の商店を開き毎月京濱の間に往來し益々營業に勉勵せり當時東京に於て秩祿公債證書の賣買盛んなりしかは君其取引の後來



益々繁昌すへきを豫想し土屋清太郎藤田熊太郎岡本善七等の諸氏と謀り君の兩替店に於て各種公債證書の定期賣買を開始せり是れ實に我國株式取引所の起元なり

明治十一年我商業社會の現況は益々株式取引所の必要を生せしを以て澁澤榮一福地源一郎等の諸氏は其設立を企てたりしか從來已に營業に従事せる兩替商即ち君の一派も亦之か計畫に奔走せり君此に於て其兩々相對峙するの不可なるを悟り岡本土屋の諸氏と謀り力を盡し兩者合併の策を講し數日苦心奔走の後終に其約を整ひ其發起人の中に加り株式取引所の創業を完成し已に兩替商諸氏の組織せる定期賣買の業を之に移したりしか自ら其重役たることを辭し奮ふて之か仲買人と爲り又其委員に選はれ兩替商諸氏と共に力を

協せ率先誘導して専ら其事業の發達を幫助せり

此年君は其商店を南茅場町に移したりしか爾來明治十六年に至るまで一も營業上の損失なきを以て資産漸く豊かなるに至り又彼の貯蓄の金額も日々の貯蓄と殖利の方法とに依り益基本財産の増加を見るに至れり斯の如く君の一身は一方に於ては營業日に繁盛に趣き一方に於ては基本財産の増加するに拘らす益持重の方針を取り居を下谷區仲根岸に移し商店の業務を整備し又仲買人たるの業を廢したり

其後君は大に感ずる所あり世務の繁雜を避け心を傾けて讀書に従事し日に古聖賢を友とし他に餘念なき如くなりしか一日慨然として曰く予幸に明治の聖世に生れ百般の事物日に進捗するの時運に遭遇せり豈區々として小成に安んじ空



しく老朽を待つへけんや宜しく眼を海外の狀勢に注ぎ仔細に歐米の事情を視察し世と共に推移し開明世界の民たるに恥ぢさらんと期すへきなり然るに從來我商業家を觀るに概ね因循姑息一時の安を偷み歐米商業の實況を觀察し來るものゝ如きは甚た少なし予不敏と雖百忙を擲ち奮つて一たひ歐米の諸國を跋渉し彼の文物の美商海の盛を觀察し來り以て國家に益することを勉めさるへけんやと會陸奥宗光氏も亦外遊の志あり若りに君に向て同行を慫慂す君此に於て蹶然意を決し商店の業務は之を支配人に委託し陸奥氏と共に各國漫遊の途に上る是れ實に明治十七年四月二十七日にして五月十三日米國桑港に着し二十五日新育府に着せり君か同地に着するや先づ新育株式取引所に至り其頭取及び役員

に面會し會場等の各室を巡覽し且つ其組織を仔細に調査せり是れ實に我商人の該取引所に訪問せる嚆矢なり當時該役員は他日の紀念の爲め君に向ひて日本字の名刺を請ひしかは君依て日本東京株式取引所社員今村清之助の十六字を書して贈與せり數日の後又同府穀物取引所を訪ひしか亦頗る鄭重の待遇を受けしと云ふ

君が米國に漫遊中其鐵道事業の大に整ひたるを見て心大に感ずる所あり以爲米國の地は土地廣大にして高山大川其中央に蜿蜒々蟠屈し到る所不毛の地多く人民の居住するもの甚少きに拘らず數十年來國民奮ふて鐵道事業を起せしより交通の便大に開け人口日に増殖し茫茫たる原野も忽ち變じて都會と爲り嚮きに無用に屬せし産物も亦價格を數倍するに



至れり米國の開明は實に鐵道に依りて發達せしと云ふも可なり彼の獨立獨歩一世にして數千萬圓の産を起せしといふ「ヴァンダービルド」「ゼーゴールド」兩氏の如きも皆其起業を鐵道に採らざるなしと聞く顧ふに我邦の如き人家稠密にして物産に富み且つ大河峻嶺の險なし其起業の易々にして收益の大なる米國と同一にして論ずべからず今より後我國公私の利益を計らんと欲せば宜しく鐵道事業の擴張を勉むべしと君又新育駐在領事高橋新吉及び工學士白石直治の兩氏に面し鐵道事業の公益あることを事實と學理とに徴して詳細の説明を得しを以て愈々此事業の有益にして擴張せざるべからざることを悟りたりと云ふ其後君は米國より歐洲に航し英佛獨等の諸國を巡遊し明治十八年を以て無事歸朝せり

明治十九年中田口卯吉小松彰山中鄰之助木村半兵衛等の諸氏兩毛鐵道會社發起の事に付君に計る所あり君外遊中夙に其有益なることを見聞せしを以て大に之を贊し奮ふて之が發起人と爲り其創業に従事し翌二十年三月を以て選はれて其會社の重役と爲れり

此年君が故郷出原村は農作甚た惡しく村内の舊知兩三名君を訪ふて其慘狀を縷陳し金數百圓を貸與せんことを請ふ君斷然之を謝絶して曰く聞く所によれば全村すべて凶作なりしと果して然らば其困難は君等數人のみに止まらざるべし然るを今君等のみ金員を貸與するは恰も是れ君等を偏愛して全村の如何を省みざるものゝ如し予は此の如き偏愛を層しとせざるなり且つ金員の貸借は紛争を生ずるの本なり



故に予は君等舊知と貸借するを好まざると更に語を繼ぎて曰く然れども已に故郷の困難を聞きて之を黙々に附するは予の忍ふへからざる所なり故に予は君等か欲する所の金額を以て村社に納めんとす君等にして若し金員を要するあらは村社に就て之を借り用およと直に數百圓を出して之を村社に納む村社は之を村民に貸與し一時大に救助の功を奏せしか今日に至るも尙ほ此の金の利子を以て年々祭禮の費を補ひ居れりと云ふ又嘗て君の家兄上京し君を訪ふて曰く予か村内に山林田畑の賣物あり其價甚た廉今日之を買收せば後日大に益あるへし之を買は、如何と君曰く果して然らば他日必ず益あるへし然れども予等兄弟の往時を回顧すれば更に大に省みるへきものあり予等の祖父積年の困弊遂に家産

を他人に賣却せしを以て予等少年の時如何なる感情を懷きしか朝に山林を見ては歎き夕に田園を過きては憂へしに非ずや今や幸ひにして其過半を回復せり豈又他人の窮に乗じて買收するを要せんや若し阿兄の言の如く之を買收するに至らば他日其子孫は予等か曩きに懷きし感情と等しき者あらん是れ實に自ら省りみすして漫に他人の恨を買ふ者なり予は此類の事を好まずと此に於てか家兄も亦其説を容れ當時の目的を中止せしと云ふ君か常に其分を守り利を見て猥りに動かす且つ昔日の境遇を念れざるもの此くの如し  
明治二十一年六月三十日南茅場町商店の業務を擧て從來の支配人近藤善助及内藤爲三郎兩氏に譲りしか同年八月十五日九州鐵道會社常議員に撰擧せらる曩に君か在米中君に向



て鐵道事業の有益を説明せし高橋新吉氏は其社長たり同年十二月三日資本金貳拾五萬圓を以て私立今村銀行を創立す蓋し其資本金たる君か二十有餘年來辛苦艱難の間に在て終始懈たらず貯蓄し來りたる結果にして歲月の久しき終に此非常なる巨額に達せしなり君は其後も亦自己の財産と銀行との經濟を區別し今日尙ほ昔日の精神を確守し貯蓄を懈らすと云ふ

明治二十四年東京米商會所に紛議を生じ營業を停止するや君擧げられて整理委員と爲り日夜奔走盡力し終に好結果を得たり是より先き我國に於ては鐵道事業却て資本家の擯斥を受け鐵道株式は非常の下落を來し爲めに經濟社會に恐慌を起さんとす君曰く我平生の志望を果すへき時機に達せり

と畢生の力を擧げて此大勢に當り海内を敵とし之か買収に従事し遂に能く其價格を上騰せしめたりと云ふ亦以て君か商業社會に偉大の勢力を有するを知るに足るへし

明治二十五年四月君撰れて關西鐵道會社の常議員と爲る君か渡米中鐵道事業の良師たりし白石直治氏其社長たり同年八月君又撰はれて參宮鐵道會社及び明年四月山陽鐵道會社の常議員と爲れり

君又公共の事業に盡すこと少からず曾て東京府會議員たり而して現時執る所の名譽職は東京市會議員同養育院委員東京商業會議所議員同學務委員同衛生會幹事同教育會幹事所得稅調査委員等の多きに至れり君又慈善の心に富み公共の事に大金せしこと亦多し彼の海防費獻金並に諸學校建築費



等に寄附し其他貧民救助火災救恤等に投したる金額も亦た  
 少なからざる爲めに受くる所の金銀杯並に木盃等も多しと云  
 ふ

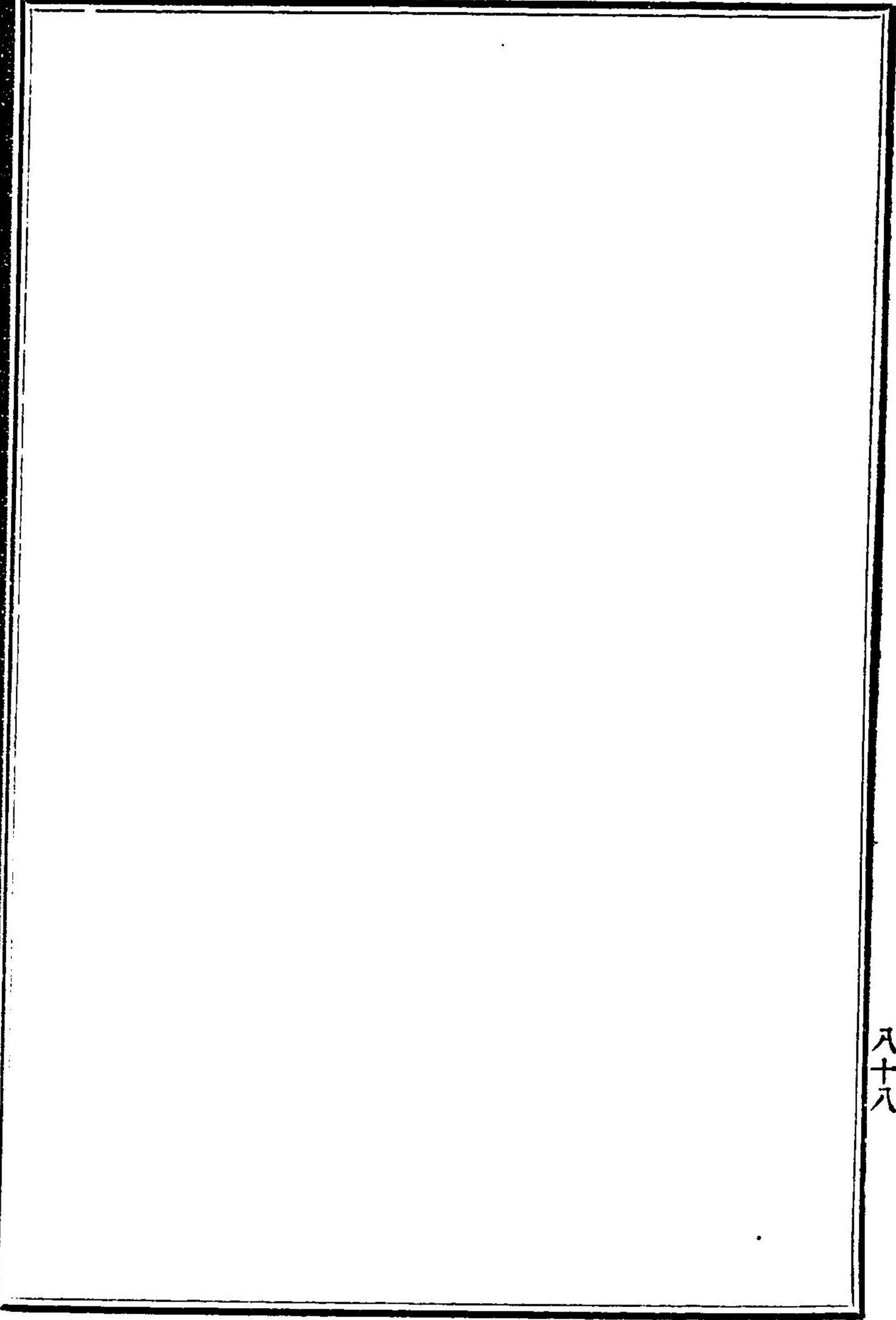
君人と爲り英敏濶達能く商機を察し時の乗すへきを見れば  
 則ち爲さる所なし然れども事を處する慎重にして些事と  
 雖苟もせず常に曰く獨立の心と約束を重するとは言ひ易く  
 して行ひ難し然れども予は此二事を實踐するを期するなり  
 と流離顛沛の間と雖常に此の語を忘れず

令閨ヤス子は齋藤君某の次女なり六男三女を擧ぐ現時皆年  
 尚ほ幼にして就學中なれば未だ其方向の定まれるものあら  
 すと云ふ

評に曰く君の郷里に在るや家道衰頽の後に出て囊に一錢の  
 貯なく或は卵子を鬻ぎ或は柴螺を賣り纔に若干の利潤を得  
 て以て日を送れりその困苦果して如何なりしや而して君志  
 を立つること遠大事を行ふこと敏捷少許の所獲の中を割き  
 て之を貯蓄し日として怠らす小を積み微を累ね終め今日の  
 富を致すに至る彼の年少諸士の酒の爲め色の爲め祖先世傳  
 の家産を蕩盡し落魄爲す所なきに至り始めて前非を悔ゆる  
 もの、鑑戒となすに足れりその私費を擲ちて米國に遊び開  
 明の原素の在る所を悟り歸國の後熱心盡力之を我が國に施  
 さんことを力めて怠らざるを見るにうの期する所の遠くし  
 て且大なる尋常實業家の企及すべきにあらす或は君を以て  
 米國の「ヴァンダービルト」に比す良に故あるなり



色部義太夫君





### 色部義太夫君

我か信濃の國南北六十里に近く東西二十里に餘り面積の廣き海内多くその比を見ず其間富豪を以て顯るゝ者多し而して謙讓人に伐らざる色部君の如きは未だ嘗て有らざるなり謙讓人に伐らざるもの多し而して慈仁の心に富む色部君の如きは未だ嘗て有らざるなり慈仁の心に富むもの多し而して勞を厭はず力を惜ます身を以て公共事業に盡す色部君の如きは未だ嘗て有らざるなり身を以て公事業に盡すもの多し而して品行端正一家和睦なる色部君の如きは未だ嘗て有らざるなり宜なるかな其郷黨の名望を一身に集むるや君幼名は吉郎治後義太夫と改む嘉永五年九月三日を以て埴



科郡杭瀬下村に生る家世農を業とし豪富を以て一國に鳴り  
 信國七藩松代上田松本諏訪小諸須坂飯山及ひ上州高崎藩の  
 金銀用達を命せられ又田安一橋清水三家の抱人用達をも兼  
 ね苗字帶刀を免さる祖先某上杉氏の麾下に屬し屢戰功あり  
 後故あり下りて民庶に伍す祖父を義太夫君義敦といふ蹴鞠  
 の術に達し諸侯の門に出入し寵幸せられ信濃總取締を命せ  
 らる父を義太夫君義祐といふ慈惠人を愛し家聲を墜さす母  
 は義江子賢明の聞おあり

君幼にして頑暴無賴事を事とせず閭閻の少年を統率して鬪  
 争し常に郷黨の惡む所となる稍長するに及ひて節を折き心  
 を改め山寺常山の門に入り漢籍を修め孜々怠らす明治六年  
 君家を繼ぎ令閨類子を娶るうの年五月長野縣より徴されて

地券取調所出仕を命せられ尋て出納課附屬と爲る九年二月  
 地租改正鑑定を命せられ同年十二月その職を辭す十年二月  
 清漣學校執事を命せられ尋て又その職を辭せり十七年二月  
 選はれて縣會議員と爲りうの年十月更に選はれて埴科郡聯  
 合町村議員と爲り十八年二月埴科郡鑛物師屋村外七箇村戸  
 長を命せられ同年十月その職を辭せり

十九年一月再ひ選はれて縣會議員と爲り尋て又埴科郡聯合  
 町村會議員所得稅調査委員教育會特別會員徵兵參事員組合  
 出納臨時検査立會員等に推薦選舉せらる君の再ひ縣會議員  
 と爲るや以爲縣會議員は一縣の財政を監督處理するものな  
 り苟くも議決當を得されは事一縣の休戚に關するの任の大  
 にしてその責の重き些事と雖忽諸に付すへきにあらず而し



て今日議員の席に列するものを観るに多くは空論を吐き詭辯を弄し徒に一時の喝采を博せんことを希ふものゝ如し豈慨すへきに非すやと是に於て單身徒行全國視察の途に入り東山東海北陸南海山陰山陽の諸道を経て長崎地方に至り徧に都鄙の盛衰道路の峻易人情風俗の厚薄純儻とを觀至る所の縣會議員を訪問して共に議論を上下し往復八十餘日を費して郷に歸り大に縣治の改良上につき得る所あり縣會の開會あるに及びて各縣に於て見聞せし所を擧げて大に道路改築の説を唱ふ議不幸にして當時に行はれざりしと雖年を逐ふて道路の修理を見るに至りしは君實に與りて力ありといふへし

君二十三年二月まで縣會の議員たりしか任滿ちて解職更に

選ばれて郡參事會員所得稅調査委員となれり貴族院議員の選舉あるや君も亦多額納稅者の一なるを以て衆の候補者たらむことを勸む君辭して曰く予學問人に超越せるにあらず識見衆に卓絶せるに非らず徒に家産に富むの故を以てその選に與るは予の慊しとせざる所なり議員の選に當るへきもの他に適當の人あるへし予か輩何う與らんやと遂に固く辭して聽かず以て今日に至れり

君人と爲り慈仁にして衆を愛し何人と雖謁を通すれば胸襟を開きて心事を談し毫も城府をうの間に設けずその家督を相續せしより未だ嘗て自ら求めて訴訟を起したることなし秋期收穫の日に及へば自ら草鞋を穿ちて檢田の途に上りその豐歉を視察し風雨水旱の害あるときはよく小作人の請を



容れろの收穫の多寡に於ては毫も意を留めざるか如し明治十五年中獨力資を擲ち淺田宗伯氏の高弟を聘し長野に於て漢科普救病院を起し藥價を徴せずして人の疾を療せしむその後十八年に至り故ありて閉院の不幸を見ると雖うの死を起して生に回せしもの幾人あるを知らず日本赤十字社の設立あるに及ひて君大にその擧を賛し率先してその社員となり後同社の長野支部委員を囑托せらる毎歲年の始めに當れば郡内七十歳以上の者には必ず若干の金を贈りて賀儀を表すること九百人より千人に及ふ又年壽を祝せんか爲に二十個村内八十歳以上の者には一人毎に毎歲糶一俵を贈る施糶の數年々二百俵に超ゆといふ

君已に數十萬の財を畜ひ力を公共事業に盡すと雖共同事業

を好まず常に曰く共同事業の擧たるうの目的嘉すへしと雖も衆人の同盟なるを以て半途にして紛擾を生じ廢止に歸するもの往々皆然り予は唯我か一身を以てうの事を創め我か一身を以てその事に當り我か一身を以てうの事を成さむのみ予は共同事業に加盟せずと雖も亦衆人の共同を求めずと家を治むるに方あり一家和睦夫妻の間殊に親密にして未だ嘗て風波を起さず毎歲壹箇月間相携へて旅行の途に上り鬢然の情掬すへし家極めて富豪なるも誓て妾を蓄へず曰く一男一女室に居るは天の道なり已に妻ありて又妾を畜ふこれ人倫を害ふものなりと不幸にして子なし赤松中將の四男庸男君を養ひて子と爲す

評に曰く君財産と經驗とを兼ねながら能く己か分を知り己



# 今开政公君



か位に安んじ貴族院議員の選舉あるや衆之か候補者たらんことを強請すれども固く辭して應せず蓋し謙讓の致す所と雖も其の胸中確然動かすへからざる者あるに非らずんは焉う能く此くの如くならんや之を夫の財を糜し人に媚ひ纒に其の選舉を完うし議場に立つに及び一事爲す所なく一言獻する所なく徒に伴食議員の譏を得る者に比すれば固より年を同うして語るへからざるなり其の用を節し費を減じ以て老を養ひ貧を恤み義の爲に財を擲ちて顧みざるを見るに世の貪吝厭くことなき守錢奴を慚死せしむるに足る此の澆季の世に在りて此の如き人あるを見るは我か信濃の爲め我か日本國の爲め深く之を喜はざるを得ず



### 今井政公君

一七の下に能く人を活し一七の下に能く人を殺す醫の職亦重ひ哉而して世の醫と稱する者は往々其職を盡すこと能はず劑を誤り方を謬り必ず生くへき患者をして死地に陥ひらしむる者其數幾千人なるを知らず嘉永安政の際に方り漢法已に衰へ洋法未だ起らざるの時に方りて特に甚しとなす而して今井政公君は此の弊を矯めんと欲して起りし者なり君は安政二年十月信濃國上伊那郡小野村に生る父を政彦君といひ母は野村氏君幼にして活潑敏捷群兒と遊戲する未だ嘗て其の後に出てす常に市井の兒童を帥ひ戦闘の狀を爲し以て樂となす家世々漢醫を以て鳴る君其の術の迂遠にして



實用に適せざるを歎き常に謂へらく醫は仁術なり今や本邦の醫を業とする者を視るに已か職の尊きを忘れ唯糊口に汲々として藥價を是れ貪らんことを冀ひ甚たしきは阿諛便佞人の意を迎へ容らるゝを取るに至る衆民の不幸是より大なるはなし吾深く道を學ひ理を究め以て父祖の業を繼ぎ以て醫學社會の弊風を矯めんと奮然笈を負ふて東京に出てたるは實に明治七年十一月にして君か二十歳の時なり尋て東京大學醫學部に入り孜々兀々として其の業を修めしか數年の後其の業を卒へ我か長野縣に聘せられ醫學校一等教諭兼病院副院長となり克く校務を整理し患者を診察し周到にして鄭重至らざる所なきを以て大に縣下人民の歡心を得たり既にして君深く見る所あり一朝職を辭し十七年十一月再び東

京に出て東京大學御用掛醫學部病理學教室助手と爲り御雇教師蘭人ドクトルハイデン氏尋て又獨乙人ドクトルチツセ氏を助け病理學及び病理解剖學を專修せしか其の際脚氣病審査委員補助を命せられぬ明治十九年我か長野縣人士は君か久しく他郷に在るを惜み君に向て強請已ます是に於て君は遂に大學を辭し再び公立長野病院長と爲り繼て地方衛生會委員と爲れり是れより先き病院は頗る衰頹の兆ありしか君殊に手術に富み死を起し生に回すの功或は學士博士の上に出つるのみならず來院以來萬般の事務を整頓し克く民衆の希望を滿たせしかは百事秩然患者沓至遂に今日の隆盛を致せり君嘗てチーグレル氏の病理解剖學の附録を譯纂して顯微鏡検査新説と題し之を公にせしか今尙ほ盛に世に行は



君門衛右市轟



る  
評に曰く君は磊落不羈を以て世に出て謹慎篤實を以て世に  
處す其の事を爲すや特立獨行敢て他人の扶助を求めず嘗て  
曰く吾か志望は醫術のみに存するに非すと其の負抱する所  
大に尋常人に異なる所あるを見るへし語に曰く良相となら  
すんは良醫と爲れど吾輩は君か徒に良醫たるのみに止まら  
ず他日刀匕を擲ちて活世界に出て風俗の澆季を醫し政治の  
紛亂を療し社會の沈痾痼疾を救治するの日あらんことを待  
つ者なり



### 轟市右衛門君

得て而して失ひ失ひて而して得一利一損循環して環の端なきか如きものは商家の常なり故に世の大賈巨商と稱するものは利益を得るも喜はず損失に罹るも驚かず時を觀宜を量り出すへきに出し入るへきに入れ其の機を失はず終には巨萬の財を致し古の陶朱猗頓を眇視するに至る夫の小利益を得るときは揚々得々天上に登るの思を爲し小損害に罹るときは恐慌爲す所を知らざる者の若きは是れ實に心膽豆の如きの徒にして固より共に商界の事を談するに足らざるなり我か信濃に一商人あり轟君といふ幼名は道太郎後に市右衛門と改む父を宗吉君といひ工を業とす母は某氏天保十四年



七月二十一日を以て君を長野町字狐池に生む君幼にして母を喪ひ獨り父と居る家極めて貧窶朝夕を支へず君大志あり常に以爲身を立て家を興し父母の名を顯はすは商賈に若くはなしと十歳の時父に請ひて長野の一商家に仕へて其の僕となり専ら商業の術を學ぶ君主に事ふること極めて忠實にして事を處すること毫も私なきを以て大に主人の信用する所となり時ありて代りて事を執らしめらるゝことあり君人と爲り聰明にして思慮に富み殊に商機に敏時の乘すへきを觀れば巨多の財を投し物貨を購入し敢て愛む所なし君の平生を知るもの驚きて曰く謹厚の人も亦此くの如き事を爲すかと數月ならずして其の大利を獲るを見るに及ひて皆其の先見の明あるに驚けり

君主家に事ふること十有餘年恪謹怠たるなきこと終始一如くなりしか元治二年三月二十九日別に業を營まんと欲し辭して主家を出つ主家其の功を嘉みし特に金五兩と屋號とを贈れり君乃ち主家及親戚知己を招き盛宴を開くこと二日以て之を祝せしに殆んど主家より贈れる所の半を費し餘す所は纒に貳兩三分のみ是を以て商家に必要な帳簿算盤風呂敷の類を購求せは殘す所幾はくもなく以て商業の資本と爲すに足らず君沈吟すること良久し已にして曰く是れ知己某に謀るに若かすと走りて其の家を訪ひ語るに情を以てす某誠めて曰く商賈たる者初めより許多の資本を有すれば自ら怠慢の心を生じ決して巨萬の財を致すこと能はず寧ろ少許の資本を以て拮据勉勵一を積みて十と爲し十を積みて百



となし而して千而して萬終に豪富に至るに若かず雨滴以て石を鑿つへし積羽以て舟を沈むへし志を決して事に従は、何事か成らざらん諺に曰く素封の家碩儒を出たさすと君其れ之を思へど嗚呼此の言や實に君か他日我か信濃に紳商の名譽を得るの起原なりき

君某の言を聽き大に悟る所あり奮然として己か家に歸り直ちに商舗を開き夙に興き夜はに寝ね苦心焦慮粉骨碎身敢て少しも怠らす未だ三年を出てさるに既に一千餘兩の財を蓄ふるに至れり其の間の刻苦實に想見すへきなり時に幕政漸く衰へ海内騷擾商界の局面朝變暮改して一定せず君亦爲めに目的を失ひ許多の損害を受けたりしかは之か回復を謀らんと欲し慶應三年蠶種を製造し携へて横濱に至りたるに不

幸にして價格非常に下落せしを以て更に一千餘兩を失ひ囊中餘す所は僅かに拾八金のみ君微笑して曰く一勝一敗は兵家の常なり小挫折を以て屈服するは丈夫の爲さゝる所日を曠くして時を待たは豈好機の乗すへきものなからんやと港に滞ること數日會々港の友人より郷里に金を送らんとするものあり之を君に托す君之を受取り江戸に出つ時に幕士不平の徒兵を上野に擧げ都下騷擾士民業に安んせず家屋を賣り什器を鬻ぎ亂を近國に避くるもの陸續として相踵き貴器珍寶價の賤しきと土の如し君曰く是れ奇貨居くへきなりと悉く囊中の在る所を出たして之を購ひ歸國の途に上れり時に今日の如く鐵路馬車の便なく運搬自由ならず加ふるに荷物極めて多きを以て悉く人馬を雇ふて之を致すこと能はず



其の身も肩に十二三貫目の重荷を擔ひて國に歸りしか未だ數日ならざるに數駄の荷物は一品をも残らす悉く之を賣盡せり是れ君か再ひ家産を回復せし始めなり

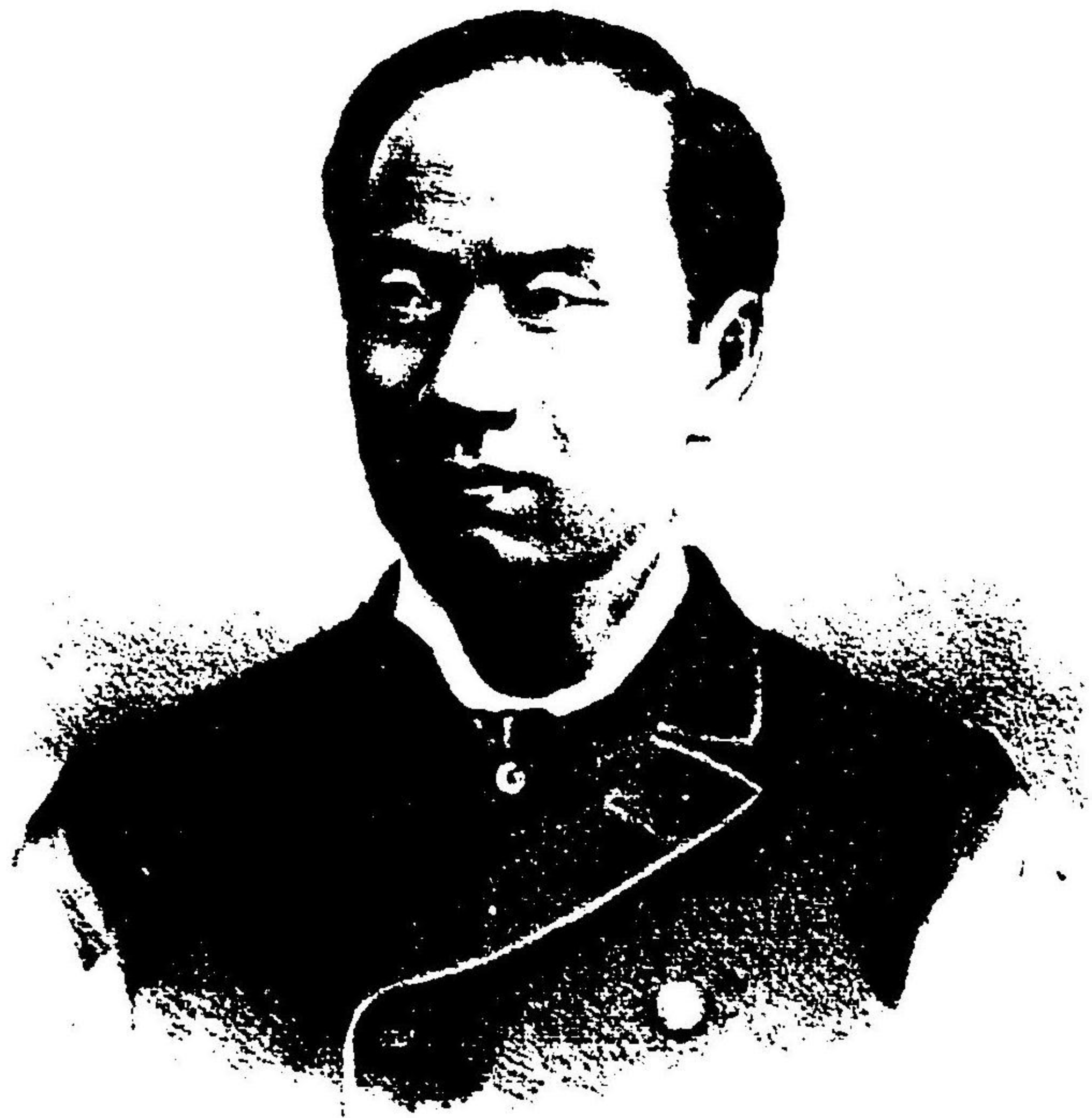
當時地方は都會の地と相反し金融其の度を高め物貨の流通殊に宜しきを得たりしか上野戦争以後尋て奥羽の戦争あり浮浪の徒各地に散在し往々爲めに物貨を横奪せらるゝもの少からず是を以て商賈其の禍に罹るを畏れ江戸に往來するもの極めて稀なり君曰く鐵基あれども時を待つに若かず智慧あれども勢に乗るに若かず今や國運一變の機に際し商賈の奇利を博するの時至れり天我に與ふるに幸福を以てす豈に捨て、取らざるへけんやと平生の勇氣を百倍し一年の内江戸に往復すること五六回に及ひ時には地方人より嗜好品

の注文を受け携へ歸りて賣却せしか果して君の見る所に違はず一回毎に許多の利潤を得徒に往年の損失を償ひたるのみならず更に當時に幾十倍せる富を致せり

君之に満足せず明治六年改めて太物商となり日に月に盛大となりしかは愈々進んで巨利を博せんと欲し明治九年東京の豪商と聯合し大坂西京或は四國の物産を購入し之を東京或は上野信濃地方に卸賣し更に莫大の利潤を得しか明治十五年の頃時運を察し卸賣の業を止め更に小賣店を長野市中に開らきたり爾後營業日を逐ひて繁榮に趣きしか世況に感ずる所ろやありけん明治二十三年に至り一時本店は本商を廢業し三家の支店を同市中に設け共に轟家と稱し専ら太物を販賣せしむ目下皆盛大を極むと云ふ



小野光景君



評に曰く膽大なれば事を爲すも亦大膽小なれば事を爲すも亦小事を爲すの難きに非らず膽を持するの難きなり轟君の事を見て以て之を知る可し君の志を横濱に失ふや尋常の人ならんには失望落膽の極失踪亡命するに非らずんは必らず溝壑に縊死せんのみ而して君獨り泰然動かす難を忍ひ苦を耐へて以て時機の再ひ至るを待つ膽大なること斗の如きに非らずんは焉う能く此くの如くならんや其の國家の變亂に乗して奇利を博するを見るに亦着眼尋常人より出づること數等なるを見るへし其の今日の富榮を致すもの蓋し偶然に非ざるなり



### 小野光景君

その店舗を莊大にしその居屋を華麗にし錦衣玉食出づるに  
車馬あり入るに侍妾あり揚々得々紳士紳商を以て自ら居る  
は是れ我か國目下商業社會の狀態なり而して退てうの内を  
探れば往々一家の財産を以て孤注と爲り一攫千金の利を博  
したるものに非されは官に諛ひ吏に阿りうの庇護を蒙り人  
民を克剝して財産を増殖したるものに非ざるはなしうの心  
術の鄙吝よして其行爲の劣陋なる賤しむべし惡むべし此時  
に當り心を持つること剛明正直事を行ふこと公明正大利の  
爲に疚まじからず威の爲に慥れず勞を厭はず煩を辭せず一  
身を以て公共事業の犠牲に供し而して能く巨萬の財を致し



たる小野君の如きは實に稀に見るところなり  
 君幼名は彦太郎後光景と改む弘化二年三月十五日を以て上  
 伊奈郡小野村に生る兵右衛門君光賢の第一子なり本姓ハ橋  
 氏祖先某故ありて移りて此地に住す因て小野を以て氏とす  
 家世々一郷の名族にして豪富を以て世々鳴りしる兵右衛門  
 君の先々世より故ありて家道大に墜ち復た往時の如きと能  
 はず兵右衛門君之を憂ひ之を挽回せんと欲し郷を出て、横  
 濱に至る君時に年尚幼他の家族と共に留まりて郷に在り嘉  
 永五年八歳の時同村小澤團次氏に就きて讀書習字を學ひし  
 か一旦感ずる所あり以爲吾一郷の名族に生れ而して碌々爲  
 す所なきは獨り祖先を辱しむるのみならず郷人の誹議を如  
 何せんと蚤夜孜々業を修め學を勉め以て爲す所あらむとす

安政五年君十四歳の時故ありて同郡高遠町の親戚小林氏の  
 養ふ所となり移りて之に居り高遠藩の教官北原益太郎柿本  
 東吾の二氏に従ひて漢籍を修めしか文久二年君か十七歳の  
 時より養家の家例により商法實習の爲め同町吳服商池上勘  
 藏氏に仕ひ慶應元年君か二十一歳の時に至れり  
 時に徳川氏の末運に際し尊王攘夷の説漸く盛ん或は長藩の  
 征討あり或ハ勅使の東下あり有志の徒は四方に奔走し海内  
 騷擾たり君曰く男兒驥足を伸はずは實に今日に在りと慶應  
 二年の十月を以て養父母に辭せすして郷を出て江戸に向へ  
 り當時兵右衛門君兵助と改名し横濱五丁目に住し同町名主  
 の職を奉す君幼時訣別せる後一たひも其の面を見ず思慕の  
 念勃々として止むこと能はず江戸に達せし後直ちに横濱に



至りろの居を訪ひ且其の志を述ふ兵助君之を諭して曰く汝の志誠に善し但養父母の許可をも受けず走りて郷を出つるは義に於て大に缺く所あり宜しく歸郷の後家に乞ふて其許可を受け然る後再び江戸に出つるも未だ晚しとせず汝深く之を思へと君ろの言に服し郷に歸りて養母(養父已に亡せり)に面し大に前非を謝し且つ養子たることを辭し復た江戸に上れり

維新以前に在りては武人の權極めて強君幼時其狀を觀て大にこれを欽慕し稍長して家系の賤しからざるを聞くに及び益前志を堅うし其始めて江戸に上るや麾下に奉仕し漸を逐ふて顯要の地に登らんと希望を抱きしかろの再び江戸に出づるに及び天下の形勢漸く一變し外國との交通大に開け

貿易に従事するもの往々大利を博すると聞き大に悟る所ありこれより前志を繼し貿易商となりて外人と物貨の交易を爲さんとするの志を起し更に横濱に至り父兵助君の家に寓し或は諸荷物改役手代と爲り或は勘定掛と爲り或は歩合取立役と爲り兵助君を助けて公務に従事し旁ら心を濱地の風俗人情に注ぎ又貿易商賣買の狀を觀察し大に嚮後の計畫上に於て得る所ありしといふ

明治四年兵助君致仕す君ろの八月を以て父の職を襲き第一區小一區の戸長と爲り六年六月第一區一等書記に轉し八月第一區一番組合副戸長を兼ね十二月更に徴兵署議員たり七年九月又第一大區一等學區取締役を兼ね八年五月又第一大區四小區戸長を兼ね尋て醫務取締と爲り十一年三月第一大



區會議長に當選す八月本辨天常盤海岸通境元濱太田尾上北仲通相生眞砂南仲通住吉港町戸長と爲れり是より先き横濱港の開くるやうの江戸に接近するを以て外商の渡來するもの頗る多く貿易日を逐ふて繁盛に趣き金銀融通亦極めて宜しきを以て四方浮浪の徒奇利を博せんと欲し來り集り或は商家の主管と爲り或は物貨の仲買となり營利に奔走するもの萬を以て數ふへし然れども此の輩の爲す所多くは一己の財を肥すを求め公益の爲には毫も盡す所あらず君獨り之に異り專ばら公益を謀るを旨とし業務鞅掌の身を以て久しく戸長の劇職を奉し能く町務を整頓し風俗の改良を圖り學事の獎勵を企て一身を公益の犠牲に供し敢て少しも怠る所あらず是を以て大に區民の名望を得たり明治

九年神奈川縣令褒狀を君に贈りて曰く

學制班布の際從前の家屋を以て假校と爲し學齡子女を就學せしむと雖ども到底學事草創の際教場の狹隘器械の不整備等より學事の隆盛ならざるを憂れひ區内人民へ協議懇諭を遂げ金壹萬千三百圓餘を寄附せしめ該校建築に着手爾來益勉勵盡力百事注意終に竣功に及び隨て就學の子女日月に増加し授業も亦進歩致し候段畢竟朝旨の隆渥を奉戴し子女教育の須臾も虧くへからざるを深く體認し協議懇諭方行届候より斯る事業も容易に落成候段他區の龜鑑とも相成奇特の儀に付賞置候事

明治九年六月

神奈川縣權令野村靖

事小なれども亦以て君か公務に盡力するの一斑を知るとを得



へし

君已に普通教育の奨励に心を盡せしか横濱港は内外貿易交通の要區にして普通教育の外商家子弟の爲め商業専門の智識を發達せしむるの必要あるを知り明治十三年率先して設立者と爲り茂木惣兵衛西村喜三郎二氏の賛成を求め若干の義捐金を得南仲町二丁目にて於て商法夜學舎を起し高力衛門氏を聘して教授と爲し他日完全の學校を起すの基礎と爲し、か數月の實驗を経たるも其の規模狭少にして隔靴の歎を免れず是に於て明治十四年自ら主唱者と爲り檄文を草して沿く市内の商家に頒布し横濱商業學校創立の事を勸誘し有志者の賛同を求め且つ經驗あり學識ある教育家を招聘せんと欲し福澤諭吉小幡篤次郎の二氏に謀る二氏亦大に其舉を

賛しらの請を容れたり君是に於て發起人の囑託に依り創立委員となり福澤小幡二氏の推薦に依る美津進氏を聘して校長と爲し新築費の募集は委員分掌して之に當り同年三月を以て神奈川縣廳の許可を得るの開業式を行へり今の横濱商業學校是れなり爾後日を逐ふて盛大に至り本年に至るまで百名に近き卒業生を出し目下二百名に垂んとするの在學生ありろの商家を裨益する所少なからず是れ發起人諸氏の賛同與りて力なきに非すと雖君か卒先してろの主唱者と爲り熱心盡力せしに非らすんを焉を能く此の如くならむや同校在學の生徒は固より横濱の市民たるもの長く君か偉功を忘る可からざるなり

安政六年横濱開港以來貿易商人相互の契約を以て賣買金額



に應じて若干の金員を支出し以て公費及び賣買の雜費に充つ稱して「歩合金」といふ初めは商人自ら其の事に當りしも事務漸く繁きか爲め掛員を置きて之を掌理せしめ名主町年寄者等之を監督せしか王政維新の後と雖も尙うの舊慣に従ひ町會所より祖税と同しく之を徵集せしも因襲の久しき人毫も之を怪しむものなかりき其の後當局者歩合金を以て私立瓦斯會社を買受けしより紛擾を起し官民漸く反目の狀を呈し明治十一年遂に之を法廷に訴ふるに至りね

是より先き明治十年二月縣賣込引取商人十三名を選びて「歩合金」取立掛と爲す君衆に推されてこれか總理となりうの整理に従事し奔走盡力區費と「歩合金」との關係を明にするを得數年の紛擾も漸く平和の局を結ぶに至れり

此の時に當り貿易事業大に發達し外國爲換事務漸く繁きを以て政府に於てもこれか銀行の設立を感じ京濱の紳商と謀り官民協力して明治十三年二月横濱正金銀行を創立せり君選はれて同行取締役兼支配人となり専らその創立につきて盡力する所ありしか十五年一月に至り副頭取に選はれ七月又頭取と爲れり爾後君は同行の事務擴張を謀り日を逐ふて隆盛に趣きしか會政府に交迭あり大藏卿大隈重信氏その職を辭し佐野常民氏之に代り尋て又松方正義氏之に代りしが君は行務に關し新大藏卿と意見合せず遂に十二月を以てその頭取職を辭せり

是より先き明治十四年九月生絲賣込商等政府の保護を請ふて荷預所を設立す居留外國商等大に之を不便とし遂に一致



聯合して日本人との賣買を拒絶し敢て購求を爲さざるより市中の物貨委積して輸出の途なく商人の困難甚しく或は各銀行に援助を求め直接輸出を爲さむと企てたるも成らず進退維谷の有様なり君時に正金銀行役員を以て兼て貿易商の總理たり義之を傍觀するに忍ひす先づ同銀行の重役堀越中村木村の諸氏并に取引商中重要の人々と協議し百方奔走の後ウキルキン氏に勸めて調停の事に當らしめ荷預所を解散し中央便利の地に共同倉庫を建築することを約し十一月を以て相互の條約書を交換し終に平和に局を結へりこれ當時の内外商人の皆能く知る所なり

君己に正金銀行頭取を辭し稍閑暇を得たるを以て地方商業の状況を視察せんと欲し京坂漫游の途に上れり會横濱に於

て生絲問屋を營業とせる外村某故ありて將にその店を閉さむとす東京の豪商堀越角次郎氏之を聞き君の跡を追ふて京都に至り君にその事業を繼續せむことを勸む君大にうの言を容れ歸濱の後うの計畫を定め十六年六月を以て開業せり君の郷里信濃の地は夙に蠶絲製造を以て名あり産出の額全國に冠たり君の此の業を開くを聞くや郷里の蠶絲商は皆來りて君の家に集る當時貿易商人は地方商人を待すること殊に刻薄にして往々非理不法の事を爲すに拘らす君誠懇を以て之に接し懇懃懇到至らざる所なきを以て開業の後日尙淺きも大に隆盛の運に向ひ現今に及ひては信濃産出絲額の八分以上の賣捌を依頼せらるゝに至れり

君貿易商總理と爲り或は「歩合金」の事につき或は共有財産の



事につき大に盡力する所ありしか二十二年市制の實施あるに及ひて十四個町貿易商は縣廳の認可を得て組合を組織し又君を推してその總理と爲らしむ爾後君の計畫に屬せる共同倉庫の建築は落成を告げ又總代人の議決に依り貿易新聞を組合に引受け(後故ありて同新聞は今の同社長小林梅四郎氏の有となれり)機關となし組合の事務益整頓せしか會人あり無稽の流言を爲し君を中傷せんと謀る君盛名の下久しく居るへからざるを知り二十五年九月を以て總理の職を辭し尋て書を新總理及び協議員に贈りて其の心事を明にせりうの中に云ふあり曰く

光景不才にして前後十六年の久しき貿易商總理たるの榮を得是れ徧に諸君輔翼の致す所にして又組合員諸氏一致

協力の賜なり而して光景在職中共有財産の處分共同倉庫の建築試營等殊に諸君を勞し感荷に堪へず蓋し諸君の此勞たる固と一身を利するに非らず組合の公益即ち貿易上の利便發達を期圖せらるゝに在り回顧するに從來施設の事業たる僅に其の端緒に過ぎず猶前途興すへきの事業甚少しとせず諸君の責任決して輕しといふへからず請ふ倍奮勵努力せられんことを且光景の總理たるや組合の爲め敢て微功なしと雖も心常に組合の幸福を思ひ竊に規畫せしことなきに非ず然るに近日無稽の流言を放ち光景を中傷し以て諸君の事務を妨げんとするの徒ありと聞く是れ此書を諸君に呈し一は以て光景の心事を明にし一は以て從來の經歷を諸君に告げ他日參考の資に供せんとす



と嗚呼君か功業の偉大にして心事の公明なるは獨り貿易商人之を知るのみならず横濱市民の徧く知る所なり豈特に君の辨明を須ねんや

君又明治九年を以て撰はれて横濱地租改正掛總代と爲り十一年同第一大區會議長と爲り十三年四月同商法會議所副會頭と爲りしか十六年十月又その會頭に選はるその他或は聯合町會議員と爲り或は區會議員と爲り或は商業會議所條例草按諮問會出張委員、所得稅調查委員、市會議員、名譽職參事會員等に推選せらるるの蠶絲業に在りては賣込業組合副頭取と爲り中央部會開會出張委員と爲り或は洋絲織物取引商組合頭取と爲り蠶絲業諮問會出張委員と爲り前後市民の爲め會社の爲め盡せし所實に少なからず又慈善の心に富み屢金

錢物品を擲ちて貧究人民の救助に充て學校及び官衙建築の費用を助け爲に受けし所の褒狀及び賞杯其の數甚た多し君人と爲り正直よして剛毅敢爲の氣象に富み一たひ爲さむと欲せしことは之を遂げされは已ます平生他の嗜好なし唯書畫骨董を好み珍幅奇器家に満てり

評に曰く君父の職を襲て横濱の戸長と爲るや就職十餘年の久しき或は教育の普及を謀り或は風俗の改良を企て市民の爲めに利を興し害を除きたること枚擧に暇あらず殊に横濱商業學校を設立し子弟に商業上の知識を授くるか如きは君の事業中最も大なるものなりその貿易商組合總理となるや能く從來の紛擾を整理し共有財産の處分を定め共同倉庫の建築を爲し前後これか爲めに盡したるの事業亦實に少しと



渡邊千秋君



せず君か横濱に於ける大功偉蹟は他日同市歴史を編するもの、大書特書すへきことたり予は君の名聲功蹟の横濱市の存在する限りは永く存して朽つる期なきを信じて疑はざるなり



### 渡邊千秋君

君姓は渡邊名は千秋幼名は鍋八郎楓關と號す其堂に命するに繼述を以てす蓋し微意の存するなり天保十四辛卯五月二十日を以て信濃國諏訪郡長地村東堀に生る家世々高島藩に仕ふ實に源次渡邊綱の後裔なり

君幼にして父母に背かれ榮々孤苦祖母に育はる祖母時に年已に古稀に躋ると雖とも君を教ふる法あり殊に其家歴世久しきを以て忠僕貞婢ありて家政を攝理し君をして意を縦にして文武の學を兼修することを得せしめたり君是に於て藩學長善館に入り専ら清水英庵渡邊坦翁加藤晉齋に就て業を受け又書を佐瀬得所に學ひ傍ら詩文に及へり



當時君と同しく入館せし子弟十餘人皆伶俐にして衆に勝るものゝ如し君獨り沈黙容易に口を開かず且つ禮容を脩むることを爲さず事々人後に落つ於是人動もすれば之を侮り癡漢を以て嘲るに至る然れども君毫も意に介せず往復二里の途上書を繕て研究し竊に科程の學友に後れざるを期せり此の時に當り藩學の教育は徒に章を摘み句を拾ふに止まり之を應用して事業に施さんと欲するものなし君深く之を慨し主として王陽明格物致知の學を講し旁ら水藩の學風を好み世の所謂常陸物と稱する(即水藩に於て尊崇する典籍)ものを研究せり一日學友より會澤恒藏の著したる新論を借覽して大に其卓説に服し手卷を釋つるに忍ひず然れども寒郷其書を得るに由なきを以て自から之を謄寫するに至れり君嘗

て以爲文ありて武なきは其極孱弱に流れ武ありて文なければ其弊粗愚に陷る文武兼修始めて國家の用に當るへしと稍長するに及て武術に志を傾け頗る得る所あり又鎗術を好み寒夜庭に下り鎗柄を摩すること數百回祖母其病を醸さんことを憂へ之を止む君祖母の心を惱ますを欲せず強て其命に従へり

是れより先き君の母君尙世に在りしとき君極めて沈黙一室に獨坐し思を潜め書を読み絶て群兒と交はるを欲せず母君其病を起さんことを慮り務めて山野を跋涉して氣を養ひ志を壯んにせんことを勸む後ち數年君始めて群書生と共に酒席に列す衆平生君の沈黙を侮り之れを愚弄せんと欲し頻りに酒を強ふ君毫も畏れず對酌滿引文天祥の正氣歌を朗吟し



佩ふるところの刀を抜きて而して舞ひ意氣昂然満座を壓倒し傍ら人なきか如し衆是れより始めて君の器局尋常に異なるを知り甘んじて其下風に立つに至れり七十有餘の一老人此事を聞き大に喜ひ特に君を訪ひ語て曰く佳兒佳兒吾子の慈母世に在るの日老夫に訴へて曰く我兒成長の後幸に群衆に列し言語を接するを得るの日あらは我か喜ひ之れに若くものなけんと其語猶ほ耳朵に存す今や吾子群少年を壓倒す其抱負の大なる常人の及ふところにあらず慈母泉下に今日の事を聞かは其靈や始めて瞑するを得へしと三たび其肩を撫して去れりと云ふ

君既に尊内卑外の説を主張し本居平田諸氏の學風を喜ひ頻に其著書を読み皇學の擴張を企圖す此時藩主亦深く皇學を

崇敬し新たに皇學講習所を設立し藩の少年を拔擢して之を研脩せしむ君此舉を聞て大に喜ひて曰く我志を達するの秋至れりと年已に長大なるも自から請ふて其中に伍し汝々として通學せり時人大に嘲り呼て老書生と云ふ然れども君毫も顧みるところなかりき

安政の初め惡疫海内に蔓延す呼て「ころり」と云ふ今の虎列刺病是なり君の弟良左衛門君亦此病に罹り四肢厥冷皮膚彈力を失し殆んど死に瀕す當時醫學未だ開けず治術に拙なり醫師は空しく枕頭を護するのみ或人君に勸めて曰く該病は血液の循環を擁塞するに基くと聞く試みに刃を以て手腕に線を引き血液の循環を誘導せば如何と然れども其事極めて危きに渉るを以て醫師之を肯んせず辭を爲して去る君愁然た



るもの良久し既にして忽ち悟るところあり急に起て短刀を抜き自から病者の左腕を執り刀を以て線を引きくこと三四寸毫も出血を見ず君復右腕を執り一線を引きしも出血せず續て二三線に及て始めて出血の兆あり氣血是れか爲めに循環を助け病勢漸く衰へ遂に全癒するに至れり後君人に語て曰く同胞は同じく父母の遺體なり吾豈是に刀を加ふるに忍ひんや然れども刀を下さざれば必ず死し刀を下せば萬一を僥倖すへし豈小情に忍ひずして大仁を後にすることを爲さんやと良左衛門君は今の太藏大臣渡邊國武君にして今猶ほ其兩腕に數線の刀痕ありと云ふ

安政の末年君初めて藩に仕ふ時方に幕府の末造に際し天下漸く多事ならんとす君慨然として曰く閭里豈丈夫の居なら

んやと竊に師友石城一作と志を協せ將に藩を脱して亡命せんとす藩の參政兩角某博學にして大事に明なり夙に君の異望あるを探知し之を己か家に招き痛く其藩規に違ふを戒め且曰く無謀過激の擧は終に大成を期す可らず直正志士の爲すへきところにあらざるなりと訓戒すること甚渥し君其厚意に感じ遂に止む

君一日幕府に關する記事を謄寫し記中幕府の一士人其才幹を以て拔擢せられ遂に幕政を掌る者あるを閱みし大に感ずるところあり竊かに之を藩の古老に問ふ古老曰く幕府の制度は素と門地を重んずと雖ども非常の才幹ある者は拔擢登遷し寒微に起て數十萬石の諸侯に列するに至る柳澤吉保の如き田沼意次の如き是なり彼の諸藩主か封域の小天地に割



據して徒に前例古格を以て繩墨となし門地貴ければ庸愚と雖ども重職に任じ賤ければ才幹あるも窮巷に徒死せしむるものと同日の比にあらずと君以爲糞に一旦參政の諭告に従ひ脱藩の擧は念を斷ちしも此の如く荏苒歲月を送り草廬に老朽するは實に男兒の恥つべきところ寧ろ公然江都に出て先づ己れの位地を成し然る後大に國家に報ひ父母の國に盡すに若かず彼の忠臣の二君に仕へすと云ふ如きは昇平無事の時の事にして今日の如く天下將に大に亂れんとするの時に行ふへからず況や皇威を擴張し國權を鞏固にせんとするの今日に於てをや吾己に決するところありと遂に家を幼弟國武に譲り日を刻して將さに家を去らんとせり

此時に當り天下の勤王を言ふもの先づ指を水戸藩に屈す當

時烈公英明の資を負ひ幕府の措置に慊焉たらず往々幕政の前途を遮きるの事なきにあらず烈公薨去の後藩議岐れて二となり一は武田伊賀等を首領として頻りに勤王を唱ひ一は市川三左衛門等を領袖として専ら佐幕を論じ互に相鬭爭す幕府大に憤り以爲私鬪は朝憲を蔑如する者なり宜しく之を不問に附すへからず況んや親藩をやと令を近傍各藩に下し大に之を追撃せしむ武田等報を聞き兵を擧げて筑波山に據り檄を天下に傳へて大に勤王同志の士を募る君亦其書を得大に其擧を壯とし將に之に赴かんとして未だ發するに至らず會武田等議を變じ遂に逞兵を挈て京に入り將に闕下に奏するところあらんとす幕府沿道の諸侯に令して之を途に要撃せしむ幕令高島藩に達す藩議幕命を奉するに決す君乃ち



上書して其不可を述ふ其略に云ふ武田伊賀藤田小四郎等固より勤王無二の士にして朝廷に對して異志あるにあらず且藩内の私闘未だ曲直何れに在るやを判すへからず然るに堂々たる幕府の權を以て諸藩の兵を擧て之れに加ふるは決して當を得たりと言ふへからず況んや今彼等軍潰へ潜行狀を闕下に訴へ謹て天裁を乞はんとす其情や惻れむへく其志や嘉みすへし輕々兵を出すは臣の惑ふ所なり願くは再議するどころあれと然れども藩議幕府の嫌忌を憚り君の上言遂に容れられさりき

文久元治の交藩主諏訪忠誠君幕府の閣老に任せられ君を擧げて公務に與らしむ君是より大に畫策するところあらんとせしも居ること未だ幾ならずして藩主の言幕府の容るゝ所

とならず其職を退き君亦其志を果す能はずして止みぬ

其後幕府已に政權を返上せしも東北各藩猶兵を練り糧を蓄ひ到るところ驚々たり而して征討の師未だ發せず天下の形勢日々危殆に迫る君以爲此際大に勤王の軍を擧げ以て國家に盡すところなかるへからずと會一二の公卿甲信の間に奔走するものあり君乃ち之を助けて沿道の各藩を説き大に討賊の旗旆を樹てんとせしも幾はくもなく故ありて公卿京に歸りしを以て事亦熄む君乃ち京師に上り留ること一年大に四方の志士に交り積年の志を果さんとせり  
明治二年君伊那縣に出仕し累遷して少參事に至る時に戰亂纔に平定するも人心猶ほ洶々たり徒黨動もすれば所在に蜂起し抗官反上の擧少しとせず縣民亦政府の命令に服せず一



日數百人相率ひて縣に迫り大に請ふところあらんとす縣官  
 遽に結束皆刀を提げ銃を負ひ捕吏を率て之に向ふ暴民激昂  
 小銃を放ち竹鎗を揮ひ逆ひ撃ち勢に乗して屋を焼き財を掠  
 め慘毒言ふへからす君深く之を憂へ之を鎮壓せんと欲し單  
 身之に赴く衆危みて之を阻む君聽かすして曰く只我爲すと  
 ころを見よと乃ち平服を着け木履を穿ちて出づ會驟雨急に  
 至り車軸を流すか如し君手に一傘を携ひ腰に寸鐵を佩ひす  
 泰然濶歩して赴く途上暴民の發する銃丸數々身邊に響く君  
 膽を張り眼を瞋らし大に呼て曰く汝輩何爲る此の暴舉を爲  
 すや封建分治の世に在ては或は暴舉を以て志を遂ぐるもの  
 あるも維新の政は如此の不逞を免さす汝等請ふところあら  
 は宜しく平和の手段を以て陳すへし理なれば之を聽かん否

らされは之を却けんと言未た半ならざるに暴民中呐喊して  
 小銃を發するものあり彈丸君の袖を穿つこと二回に及ぶ君  
 毫も畏るゝ所なく猶ほ辭を勵けまして曰く汝等我言を聽か  
 すんは他日大なる悔を招かん汝等幸に我言を容るれば此身  
 は塵粉せらるゝも惜む所にあらず予は唯た汝等か無智にし  
 て政府の罪人となるを憐れむ汝今に於て儼然其非を悔ひ退  
 くあらは予は朝廷に請ふて寛典に處せんと懇款示諭して已  
 ます魁首遽に刀を脱して謝して曰く貴諭懇到感激に堪へず  
 一同歸村し謹て命を待たんと衆に説きて君に無禮を加ふる  
 ことなからしむ然れども衆人激昂動搖甚はたしく魁首の言  
 後に達せず殆んど鎮靜すへからす魁首乃ち衣を脱して裸體  
 どなり雙手を揚て鎮靜すへきを示す衆魁首の爲すところを



見て大に異しむ一同沈黙して其所以を聞かんとす於是魁首具に君の意を傳ふ衆始めて非を悔ひ順次退散して暴舉全く鎮靜せり君乃ち歸廳して狀を具し是非を正し曲直を判するを得たり

維新の前後各藩皆用幣に缺乏を訴へ争ふて貨幣を鑄造す而して二分判金尤も多きに居る後朝旨を發し府縣に令して眞貨と交換せしむ而して贋貨百圓に換ふるに眞貨三拾圓を以てす君専ら其事を督す以爲政府は民を撫育すへきの任たり政府にして撫育を缺く其任を盡したりといふへからす今や贋貨と雖も時の政廳自から鑄造せしところにして人民の之を所持融通するは固より其處なり然るに之を交換するに當り三分の一たにも價せざるは政府の處置其當を得たりと

云ふへからすと書を大藏卿大隈重信氏に上りて極論す聽かれす君大に怒て曰く政府の職は民を安するにあり政府民を安することを爲さず却て其利益を奪ひ損害を與ふ是れ暴に代ふるに暴を以てするものなり予今牧民の班に列す民をして其處を得せしめは此身は顧みるに足らすと上命を待たずして原價を以て之に代ふ果して上司の問ふところとなり忽ち官を免して東京に引致せられ法衙の糺問に附せらる當時治罪の方法未だ定まらず事些末に屬するものと雖も拘留して還さす叨りに拷問を加へて羅織比附強て口供を完結せしめ恣に罪を斷することなきにあらす故に君の家を出つる豫かじめ別を妻孥に告げ後事を委嘱す時に民部大丞玉乃世履氏訊糺の任に當る以爲是れ必らず名を民力休養に假り



實は自家の營利に資せしならんと嫌疑蝸集容易に解くへからず君東京に幽閉せらるゝこと殆んど一年詰問甚た嚴なり然れども毫も屈せず侃々諤々民力休養の己むへからざるを論す玉乃氏遂に君の私なきを看破し單に職務上の專斷と認め謹慎十五日に處して己む後玉乃氏は大審院に在り君は東京上等裁判所に在り日夕往來其舊事を話して交義最も深密なりしと云ふ

君幽閉の間唯讀書詩歌を以て悶を遣り志を養ひしも荏苒決せず歲月流れて復た夏に逢ひ炎熱燬くか如く小室の夔屈に堪へず一策を按じ陰に門衛に金を與へ夜々微行して濱町の幽居を出て墨田河畔の茶店に憩ふ當時兩國橋の前後屋を列ね肆を駢へ茶酒を鬻て客を引くあり歌曲を奏して人を招く

あり賤技鄙劇殆んど厭ふへし君毫も意とせず輕衣長刀家を擇はすして之に入り且飲且觀醉步蹣跚連雪に涉る人初めは怪み後は狂れ遂に君を呼て濱町の狂客と稱す君の朋友此事を聞き深く君の爲めに危み忠告するところあり君笑て曰予幽閉の鬱悶に堪へず微行して聊か自ら寛くするのみ今日の兩國橋は我か封國なり縦游する所賤且陋と雖ども二十年來始めて匹夫賤民の状態を了す豈他日我を益するもの無からんやと豪放已ます

君の嘗て職を伊那縣に奉するや檢田の事を督し全縣の半部を管掌す屬吏君に説て曰く檢田の法一步の收穫に依り全歩の地租を積算するを以て程式と爲すと雖ども其實必らず然るにあらす假令多獲なるも舊租に昇らざるを率とし又少獲



なるも舊租に減せざることを度とす府縣皆然らざるなし故に人民の目前に於て收穫を量るに多獲は捨て少獲は増すも民心常に平なり只簿書の計算を以て之を取捨するに在りと君曰く果して然らば現行の檢田徵租の法を廢して可なり然れども已に此法の存する以上は之に従はざるへからすと收穫の多少により其實を以て租額を定む多獲の人民之を喜はず數々君を陷害せんとせしも後始めて君の公平に服し其非を悛めたり他日君か專斷の事に坐して官を免せられ東京へ引致せらるゝや部民路に出てゝ其別を惜み涙を流す者あるに至れり

君刑滿ちて釋さるも家に還らず都門に流寓して日夕天下の志士と交り且喜て草莽の激徒を會し時世を慷慨す時に外山

愛宕兩卿等の不軌を圖るあり人心洶々政府大に戒嚴す君毫も顧慮するところなく一夕某樓に遨遊を試む坐にあるの妓把るところの扇を出して書を需む君醉後直に筆を執り二句を題す刺奸屠賊斬千斷賊肉投犬奸肉糞と又頻年全國の米價騰貴し南京米を輸入す君大に其非を論じ且時風の浮華に流れ質實を失ふを歎し和歌を詠して其志を似めす曰く

千足てふ國は昔にかはらねとみつ穂をよろに乞ふ世なり  
けり

いさきよく左津矢たはさみいつの日か神世なからの春を  
迎へむ

時に東京府に府兵局を置き國事犯を處斷す局議君の行爲を疑ひ俄に拘禁して糾彈甚だ嚴なり當時審問の式備はらすと



雖とも其身分に因て待遇を區別す君の拘禁せらるゝや當該の官吏其實を擧ぐるに急なるを以て本貫の貴賤を問ふに違あらず直に君の袴を奪ひ下して獄廷に坐せしめ紅總を繫ける十手鐵製の杖を以て數々君の肌を突き頻りに事實の供出を促す然れども君固より當時の暴擧に關係なく擧證明白數日の後釋放せらる

君深く府兵局の擅恣を怒り人に語て曰予不敏と雖とも平生操持するところのものあり何う事の勝算を圖らす外交に妨害を與へ以て邦家を危くするの兒戯を學ぶものならんや然りと雖とも今日の事は自から招くの咎りを免るゝ能はず言論詩歌の如き嗒嗟永懷の已むを得ざるに發すと雖とも古今の史に徴するに往々奇禍の媒となるもの少なからすと是よ

り自から警め且大に後輩を戒めたりと云ふ

既にして君郷に歸り再ひ伊那縣に任官す數月にして伊那縣廢せられ筑摩縣を置かる君復た筑摩縣出仕に補せられ尋て權典事より權參事に累遷し七等判事を兼ね

始め伊那縣廢せられて筑摩縣へ廳務を交附するに當り其事務極めて錯雜滿廳の吏員殆んど手を下すに由なからんとす君乃ち隻手其事に任じ藩債處分其他從來の政務皆整理を遂げ毫も支吾なきを得せしむ當時君人に語て曰ふ是れ予か聊か父母の國に盡さんとするの微意を果せるなりと

明治九年八月政府大に縣の廢合を行ふ筑摩縣も亦廢せられ長野縣に合す是より先き政府累りに政務の更張を圖り内務省の剋置地租改正局の新設等専ら人才を擧ぐるに急なり有



爲の士亦争ふて出身の途を求む大久保内務卿君に内務省に出仕せんことを勧め他の知己朋友も亦君に適意の官衙に出てんことを慫慂せしも君首を振て曰く廢藩日猶淺く縣政未だ緒に就かず何そ己の榮地に進むを喜ひ半途抛ち去るに忍ひんや況や當時の縣令永山盛輝氏は予か眞に質貨交換の事に坐して幽閉せられし時に當り民部省の監督司に在て予か爲めに辨疏せし人なりと聞く士は己れを知るものゝ爲めに死す君復た言ふなかれと毫も其志を動かさず人以て其義を重んずるの深きに感ず筑摩縣廢せらるゝに及て判事に任じ東京上等裁判所に出仕せり

常時訴訟の順序審判の方法猶未だ完備せず司法大少亟其權を専らにするの傾向あり判事は徒に其願使に供せらるゝも

のゝ如し而して判事亦甚た之を意に介せず審判の事多くは下僚に委し徒に裁判の形式を容るに過ぎず君大に之を不可とし先づ大亟青山貞氏に面し大少丞の職とするものは單に省内の事務を處理するに止り裁判の事に容喙すへきものにあらざるを論じ更に司法卿大木喬任氏に建議して曰く大少丞を廢して書記官となし(第一)一級判事補以下を廢して書記となし(第二)判事自から裁判の實を行ひ(第三)以て裁判を鞏固ならしめんと然れども君の建議は却て司法部内の物議を招き是れか爲め遂に新潟裁判所へ遷さるゝに至れり蓋し君の建議は直に採用するところとならずと雖ども翌年に至て司法官の職制を更革し粗は君の意見を貫徹するを得たり

君の任に新潟に赴くや専ら刑事を掌り旁ら民事を負擔す當



時該裁判所の習慣たる所長の判決を経るにあらざれば審判を執行するを得ず君以爲是實に裁判官の獨立を害するものなり所長の職は唯所務を統一するに在るのみ裁判の事は一に判事の權に屬す宜しく之を改めざるへからすと一日所長判事堤正己に面して曰く小官久しく行政官の職に在り一朝司法官に轉し未だ裁判の審結に練熟せず諸事足下の示教を仰かざるへからすと雖判事獨立の權に至ては寸毫も假すへからず當裁判所の習慣を見るに所長の決判を経るにあらざれば審判を執行する能はず是れ豈裁判獨立の旨趣ならんや願くは更正する處あれと禮意懇懃之れを論す堤判事君の論を然りとし是より判事の獨立を全くするを得たり居ること未だ幾くならずして高田支廳長に任せらる是れ其名は高田

支廳の所管は人心強悍にして常人の治し難き地方なるを以て特に君に委任すと云ふに在りと雖とも其實は裁判官獨立の議論適此命を促したるのみ

明治十年の春車駕京都に幸す會西南暴擧の飛報至る乃ち暉を其地に駐め陸軍大將西郷隆盛以下の官爵を褫ひ大に征討の軍を發し給ふ鹿兒島縣令大山綱良賊軍に通するの故を以て東京に拘して其官を褫はれ大書記官田畑某自盡して死す於是朝廷大に其適任者を求む時に大久保内務卿西京の行在所に在り手書を裁して君に與へて曰く今や暴徒鹿兒島に起り勢甚だ猖獗なり處置其宜しきを得されは其禍量るへからず而して縣令書記官共に闕く此際牧民の任に充つるもの尤も其人を選ばざるへからず今判事岩村通俊を山口裁判所よ



り擧げて令に任し卿を以て大書記官に任すへきに内定せり  
不日太政官より上京を命せらるへし卿うれ國家の爲めに努  
力するところあれと尋て岩倉右大臣より公文を以て速に上  
京すへきを命し別に手書を副へ鹿兒島縣大書記官に任せら  
るへきを以てす

此時に當て賊軍益々猖獗を極め路を肥後に取り肉薄して熊  
本城を圍み天下騷然たり君以爲今や天下擾々聖上深く宸襟  
を憫まし給ふ人臣の國に盡すは實に此時に在りと乃ち書を  
裁して別を弟國武君(國武君此時高知縣令たり)に告て曰く予今君命を帶  
ひて敵中に赴く固より生て還るを期せず汝の任所も亦殺氣  
紛々たり將來の形勢豫め知るへからす然れども予の任所に  
比すれば猶一日の寛なるあり汝幸に生を全くするを得は子

弟の教育を怠るなかれと結束して程に上り晝夜兼行東京に  
向へり

君の東京に着するや直に鹿兒島縣大書記官に任せらる是よ  
り先き岩村通俊氏は京都に於て鹿兒島縣令に任せられたり  
於是君先つ議を建て、曰く今日鹿兒島的情勢を察するに縣  
官皆賊に通すと認めざるを得ず故に此際從來の縣官は悉く  
罷免し別に官吏を登用するにあらされは事務を執る可らず  
と廟議これを然りとす依て東京に於て新たに吏員三百五十  
名を採用し之を高千穂艦に搭して横濱を發し次て神戸に寄  
港し此地に於て岩村縣令に會し豫かじめ將來の庶政を畫策  
し同船して西行せり  
君の東京を發するに先たち赴任の官吏請ふところあり曰く



鹿兒島は賊軍の本據にして危険言ふへからす而るに身に寸鐵を帶ひさるは大に自家の防衛に缺くるところあり願くは劍銃各自の得意とする武器を携へんと君容れすして曰く牧民官の職とするところは唯文教を以て民を治むるに在るのみ決して武力を以てすへからす況んや亂離の民を治むるに於てをや且文官を保護するは陸海軍のあるあり卿等毫も顧念するなかれと然れども勢容易ならざるを以て人々相危み遂に辭表を呈するものあるに至る君已むを得ず遽に劍五百本を購ひ之を各人に附與す茲於是奮つて任に赴けり君五月二日を以て鹿兒島に達す翌三日の夜早く賊軍の襲ふところとなり萬死を侵して纔に一生を全くす是より劍霜彈雨の間に立て民政を執り九月二十四日の平定に至るまで艱

苦辛楚殆んど名狀すへからさりしと云ふ

初め西郷隆盛等の軍を發するや以爲政府か頼て以て干城と爲すところの常備兵は多くは農商の子弟を募り強て兵役に服せしめたるものに過ぎす一たひ足を擧て起るあらは到るところ朽を拉するか如く日を刻して馬關を越ゆへし馬關已に我有とならば天下は謀るに足らざるなりと故を以て鹿兒島の後事は措て問はす何ぞ圖らん谷少將熊本城を扼し賊軍をして一步も東せしめず此間鹿兒嶋の景況たる壯士は概ね軍に従ひ残るところは老人婦女子のみ況んや兵亂の際四境杜絶して米粟輸するに途なく人民將に飢渴に迫らんとするものあり且鹿兒島人中脅追せられて不得止賊軍に従ふもの亦少しとせず君以爲此の無辜の人民を苦しめ玉石共に焚く



は朝廷の旨趣にあらす飢渴に迫るものは宜しく救恤すべく脅迫せらるゝものは宜しく歸順せしむへしと是より單身屢々各地に巡視し救恤を施し歸順を導む然るに當時薩摩の習慣たる他邦人を厭忌すること甚しきを以て巡視の途危難に瀕せること其幾回なるを知らずと云ふ

尋て君鹿兒島を去る二十里なる大口に赴き近傍の父老を招集し先づ救恤を施し尋て歸順を諭し且つ時農期に屬するを以て稼穡の業を怠るへからざる旨を勸導す談未だ了らざるに俄に賊軍の襲ふところとなり吶喊の聲喧し父老君の身に過ちあらんことを虞り速に他に避けしむ君毫も意に介せず猶ほ前言を反覆す賊軍銃を放つこと兩三君徐に刺を賊將に通し之を席に延き語て曰く予は本縣の大書記官渡邊千秋な

り軍務の事は予の關するところにあらず予は唯薩日隅三州を撫育するの任を荷ふ今日卿等の父老を會して善後の休養を談す卿等幸に予の職務を妨くるなかれと賊將大に君の言に感じ令を全軍に傳へて進撃を止め更に齋らすところの酒肴を出して君に勧め相共に歎語し且つ郷里に殘る父老は軍務に關係なきを以て只た貴官の保護を冀ふ旨を述へて去る君因て全きを得たり

鹿兒島の地は六百年來嚴に他邦人の境内に入るを禁せしを以て殆んど別天地の形勢を爲し廢藩置縣の實學らす兵亂已に定まるも士民の縣官を視ること宛も仇敵の如く殊に戰餘の壯士は日夜三々五々袖を聯ねて君の官舎を訪ひ危言を以て政事を非難し動もすれば腕力に訴へんとす君亂後の情を



察して多くは慰諭して去らしむと雖ども間々法に處するの已むを得ざる者亦少からず居ること兩三年君岩村氏に代りて縣令の職を襲き責任一身に集まる而して鹿兒島の地亂離の後を承け幾千の父兄は戦闘に斃れ負傷して不具廢疾となりしものも亦少なからず或は懲役と爲て各縣に送致せらるゝもの亦幾千を以て數ふへし故に老父家に存して之を養ふものなく孤兒途に飢て之に食を與ふる能はず村市は率ね兵燹の害にかゝり天地荒涼風物悲惨白日刀を按して慷慨激烈官を訾り上を誹る者所在に横行し一法を出し一令を布く毎に到るところ相寓目して政府は鹿兒島縣人を苦むるものとなし怨聲都鄙に囂々たり君此間に在て寬嚴其宜きを失はず數年ならずして縣民を安堵せしむるに至りたるは其功實に

偉なりと謂ふへし今日より其成迹を見れば敢て難事にあらざるか如しと雖ども中夜に起坐し黙して當時の眞況を追思すれば其苦心實に想見するに餘りあるを覺ゆるなり初め君の岩村縣令に代るや毀譽百出動もすれば君を貶黜して己れの掌上に弄すへきものを迎へんとす然れども君泰然動かす一縣の休戚を以て己か心と爲し公平私なく人によりて好惡を異にせざりしかは數年の後君の至誠次第に全管に及ひ人心漸く和らき風物漸く化し教育殖産共に振起し始めて一般の府縣と其轍を同ふするに至れり君兵馬倥傯の秋より文運隆昌の日に至るまで鹿兒島縣に在りて曆を更むると實に十有四回府縣知事の長任此の如きは多く其比を見す而して其功勞に至ても亦君の右に出づるも



のなかりしか君は盛名の下久しく處り難きを知り政府に向て更任を内請すと雖とも久しく聽されさりしか明治二十三年行政裁判所の創設に際し更めて評定官に任せられたり君是より一意裁判の獨立を確守し政權の鞏固と人權の伸張とを冀ひ法に照らし至當に歸せずんは已ます然りと雖とも之を前日に比すれば閑散餘りあるを以て新に屋後に閑室を營み書を繙き畫を展て古人と親み茶を點し花を挿み詩を賦し歌を詠し風流是れ事とし悠悠日月を閑了し以て十餘年來劇務の煩襟を洗はんと欲す

豈に圖らん天未た君をして閑中に老いしむるを欲せず一朝湖南の變あるや上下震動聖上京都に幸し大臣及勳臣多く京都の行宮に集り以て善後の策を講す而して當時の滋賀縣知

事は部下を戒むるの嚴ならざるに坐して其官を免せられ後任者を要せ一夜内旨あり君をして滋賀縣知事に任せしめんとす(裁判官は其意思に反して轉官せしむへからざるを以て豫かじめ内旨を下して君の意見を尋問するなり)君以爲今や事外交に關連し聖上深く宸裏を惱まし給ふ豈に身の安逸を欲するの秋ならんやと直に承諾の旨を表す時已に夜半を過く急に車を驅て行政裁判所長官植村正直を番町の第に訪ひ門を叩き刺を通して其旨を告げ翌日行政裁判所に出て立どころに嘗て擔任するところの訴訟を合議審決し唯一個の革囊を手にして直ちに滋賀縣へ向て出發せり其後湖南の變は聖德によりて幸に平和に其局を結ふを得天下稍靜穩に歸せしを以て君は直に全管巡視の途に上る元來江州は商業大に



開らけ常に人をして日本の英國たるの觀あらしむ然るに今や世運大に變遷するも或は舊套を墨守して世間の進歩に伴ふことを知らず動もすれば近江商人の名譽を毀損せんとするの虞なき能はず君深く之を憂ひ先づ全管の形勢を觀察し然る後近江商人の氣象を開發せしめ時に適し世に應じて利用厚生の実を擧げしめんと欲し故に此の行あり君巡視の途に上り未だ全管を巡視し畢らすして北海道官文武を分ち大に政務を更新するの擧あるに際し君を以て北海道廳長官に任す於是君は知事の任にあること未だ三十日ならずして滋賀を辭す當時滋賀の士民留任上請の擧あらんとす君曰く官吏の進退は天皇の大權に屬す臣民の議すべきものに非すと懇款諭示して之を止めしむ

君の北海道に赴任するや從來の弊害を一洗して大に拓地殖民の事業を擧げ以て北門樹立の効を奏せんと欲し先づ郡區長を招集して己れの抱持する意見を演説し以て官民をして警醒する所あらしむ是より世人北門拓殖の業を講ずるもの天下に勃興せり尋て全道巡視の途に上り炎天葛衣を被りて門を出て風雪橇車に駕して廳に歸る途上詩あり曰く

意氣老來猶未休、當年又抱杞人憂、誰知風雪連宵夢、吹送山河十一州、

と君已に北海道廳長官に任じ大に釐革する所ありしも未だ十分に其技倆を見はすに及はざるに明治二十五年内閣交迭に際し君を以て内務次官に任ずるの命あり君已むを得ず北海道を發して東京に歸り今現に其職を奉せり



君天資耐忍の氣象に富み曾て難に當て苟も免かるゝを欲せず且つ輕浮の事を厭ひ一旦志を決するあれば一身一家の利害は忖度の外に置いて毫も顧みず君か既往の經歷に徴するに難を避け安に就くの意あれば其地位を得るに難からず然りと雖も知己の言に一諾を表するときは身の毀譽得喪の如きは棄つるを以て本旨とす是れ君か西薩摩を極め北千島を極むる所以なり君七子あり一も家に在るものなく皆他境に於て生る亦以て維新前後四方に奔走して虚日なきを知るへし君幼時沈黙にして言はず壯時過激に流れ身を危くすること數なり故を以て今や大に悟るところあり謹慎溫和を貴ふと雖も一旦變あるに臨みては之を裁する果斷之を決する敏活嘗て自ら謂へらく齡三十を超ゆるの後未だ大なる齟齬過失

を招きたることなしと

君の弟國武君亦衆に勝るの才幹あり今や大藏大臣の重任を負ふ兄弟顯職に上るもの君等の如きは稀なる所なり君の曾祖父某嘗て天龍道人(竹内式部)と交り大に得るところあり某没するに臨み數條を遺言して家訓を記し以て子孫に傳へしむ父に至り佐藤一齊の門に入り經義を修め書を卷菱湖に學び書を谷文晁に問ひ又幕府旗下の士田付某に就て火技を演じ故に君の兄弟幼にして父を失ふも其氣稟を享け且つ薰陶其宜しきを得其遂に今日の顯職に上る者豈夫れ偶然ならんや東京に綱會なるものあり遠祖渡邊綱の裔に出づる者追遠崇敬の意を表し春秋相會して同族の誼を温むるに在り君亦其舉に加り報本の誠を盡し以て君の深厚を知るに足る



評に曰く君の鹿兒島を治むるや法を緩くし刑を弛め或は理を以て之を諭し或は道を以て之を導き徐ろに其政を行ひ終に能く兇暴粗俗の風を變じて溫厚和平の俗と爲らしむ蓋し亂離の後を承け人民を休養するの道宜しく然るべきなり古人曰く亂民を治むるは亂繩を治むるか如し急にすべからすと君の鹿兒島に於ける實に之を用おたり其他日北海道を治むるや舊法を變し舊制を改め官吏の職に適はさるものあれば直ちに之を免黜して毫も憚る所なし終に能く十餘年の弊竇を一洗して大に拓地殖民の事業を擧ぐ蓋し積年の弊害を除去し革新の政を行ふの道宜しく然るべきなり古人曰く虎を縛する急ならさるべからすと君の北海道に於ける實に之を用おたり一は之を行ふに寛を以てし一は之を行ふに嚴を以てす

要するに宜しきを得るにあり其事異れども其道相同し宜なる哉其共に功を奏したるや君は實に施政の大體を知る者と謂ふ可し君今現に内務次官たり而して内務は實に全國府縣を統轄する所となす未だ知らず嚮後の政君は寛嚴何れの道に由らんと欲する乎余輩目を刮して之を視ん



渡邊國武君





### 渡邊國武君

君は弘化三年三月十九日を以て信州諏訪郡長地村に生る諏訪藩士渡邊政徳君の第二子にして現任内務次官渡邊千秋君の實弟なり少年の日頑暴無頼事を事とせず郷黨之を苦しむ年十五六に至り儼然節を折きて讀書に従事し傍ら劔鎗炮の三技を修め同輩中に於て既に嶄然頭角を見はせり一日會澤恒藏著はす所の新論を得て之を讀み大に發憤する所あり意を尊攘に傾け身を以て國に殉せんと欲す後安積良齋の洋外紀畧を讀むに及ひて宇内の大勢を看破し洋學を講ずるの意あり走りて佐久間象山に従遊せんと欲せしも事遂に果さざりき



慶應元年十九歳にして自ら乞ふて仕籍に列し江戸常詰を命せられ役に藩邸に在り時恰も幕府の末造に當り士風頽廢一世聲色貨利の中に迷没す君毫も時習に染ます松代藩士村上英俊に從て佛蘭西語を學ひ壬生藩士友平榮に從て西洋砲術を修め竊かに海内有志の士と交通し將に大に爲す所あらんとす明治元年伏見鳥羽の役畢り東征の師上信二州の間に駐在するに際し薩人山下某幕府の軍情を探らんと欲して江戸に至る人之を危ふんて宿泊する者なし君以て意と爲さず之を其家に匿し爲に彰義隊の實情を探偵して之を官軍に報せしむ同年七月藩主諏訪侯に從て西京に至る此時に當り朝廷諸藩の兵を徴して以て親衛に充つ君藩兵を統率して軍務官に入り宮門に宿衛す居ること一年有餘奥羽平定す解隊郷に

歸るに及んで朝廷物を賜ひ以て其勞を賞せらる尋て再徴の内命を得再び出京せんとするに際し俄に徴せられて伊奈縣に官す幾もなく民部省に轉し累遷して地租改正事務局六等出仕に補し五畿南海兩道地租改正の事を董督せり  
 明治九年名東縣を廢して高知縣に合し阿波土佐兩國を管轄せしむ此時に當り土佐に立志社あり阿波に自助社あり天下の民權を説き自由を談する者此兩社を目して泰山北斗と爲す勢炎當るへからず故大久保内務卿深く君か活潑剛毅能く天下の大事に堪ふるを知り群議を排し君を拔擢して高知縣に令たらしむ人皆君の爲めに危ふむ君毫も以て意と爲さず横濱を發するに臨み一詩を賦して友人に寄す曰く

濺血南海水埋骨孤島山是亦尋常一樣事扁舟載夢向白灣



と人皆其心に決する所あるを知れり任に在ること四年偶西南の役起り人心之か爲めに恟々たり談笑して之を治め寛猛其宣しきを失はず兩國遂に事なきを得たり

明治十二年阿波國地租改正の事に關し議當路者と協はず東京に至りて事情を具陳し決然冠を掛けて去る詩を賦して同人に寄す曰く

半生爲吏奈狂疎夢繞湖山舊草廬回首天門高百尺不容憂憤  
十行書

と幽棲を洛北下鴨村に卜し意を世途に絶ち發憤して英佛獨三國の語を講習し傍ら黒谷の僧某と約し一切經五千餘卷を通讀せり君是より深く禪理に通し東西諸家の哲理を折中し別に一家の哲學を講述せんと欲するの意あり當時鴨涯雜興

十二篇を賦し友人に頌つ其第一首に曰く

鐵衣護震圍軒冕弄危機形役十春秋回首事事非東臯洗吾竹  
南園種吾菽窓前讀吾書瓶中吾酒熟藹藹江村暮蒼蒼隔煙樹  
中有高人居遙寄琴中趣東望叡山屹西顧岩嶺巒人生尙意氣  
此膝豈易屈

と亦以て君か當時感懷の在る所を見るへきなり  
居ること二年有餘時勢一變し明治十四年再ひ徴されて東京に至り福岡縣令に任せらる任に在ること數月大藏大書記官に轉任せり此時に當り朝鮮不逞の兵民吾公使館を侵掠す事清國に連り勢將に測られさらんとす君命を奉して釜山浦に至り駐ること一月有餘大に爲す所あらんとす慷慨詩を賦して曰く



深懷國士恩、死生何足言、清賞知是日、在近鴨綠江上月一痕、  
と事定まるに及びて歸朝せり、明治十九年大藏省主計局長に  
任じ、同二十一年大藏次官に昇任す、維新以降二十餘年間財政  
既往の成跡を明かにし、諸般の法律規則を草定して、以て今日  
立憲政治の準備を爲したるか如き君皆與りて大に力ありと  
云ふ

明治二十二年朝廷始めて憲法を公布し、翌年議會を東京に開  
かる豫算按の議に上るや、相率ひて政費の節減を唱へ、議論百  
出、底止する所を知るへからず、初期の議會も將に解散の不幸  
を見んとす、君大藏次官を以て政府委員と爲り、大臣を輔けて  
其衝に當り、百方辯論終に平和に其局を結ふことを得たり、爾  
來議會開會毎に君常に政府委員と爲りしか、明治二十五年内

閣交迭に際し一躍して大藏大臣と爲れり、第四期國會の開か  
るゝや、豫算按亦民黨の容るゝ所と爲らず、攻撃百端、議場沸く  
か如し、君奮然壇に登り、案を拍て斷言して曰く、本年の豫算按  
は節すへきは已に節し、減すへきは已に減せり、一文半錢と雖  
復動かす可からずと、大喝一聲、意氣人を歴し、滿場聳然たり、亦  
以て君か卓犖剛毅勢の爲に屈せざるを見るべし

君僻境寒微の一書生より起り、今や顯要に列すと雖も、毫も  
其特操を改めず、誓て聲色貨利を遠さけ、有爲の子弟を教育し  
餘暇あれば書を讀み、琴を彈し、循々として一書生の如し、然れ  
ども志氣一たひ發するに及んては、顯貴を避けず、人言を憚ら  
ず、卓勵風發、音吐朗暢、必す其所思を決行して、後止む平生讀書  
の外、唯乘馬を好む、他に嗜好なし、人或は以て人情に近からず



と爲す君笑て較せず蓋し君か期する所前途尙遠く區々たる聲色貨利は其心を動かすに足らざるなり其執る所の政治主義に至ては未だ社會に向て明言せしを聞かす蓋し空論を後にして實效を尙ひ確乎不拔なる國利民福を以て一大目的と爲す者の如し君中年同藩士小池某の養ふ所と爲り數年の間其姓を冒せしか其實子の長するに及ひて之に讓るに家産世祿を以てし退て本姓に復せりと云ふ

評に曰く維新以來鈞衡の重を占め夔和の任に居るもの多くは薩長土肥四藩出身の人のみ而して君獨り信州の一書生より起り累りに寵光を蒙り顯要に進み終に大藏大臣の榮職に登りしは他藩に多く其比を見ざる所なり吾之を聞く君の縣官たるや縣官中に在りて已に一頭地を出し民部官たるや民

部官中に在りて亦一頭地を出し進て牧民理財の官たるや牧民理財の官中に在りて亦一頭地を出せりと今や國務大臣の員に列し天下の大政を経綸し國家の財務を統轄す其任の大にして其責の重き曩日の比に非ず而して君之に處して綽々として餘裕あるものゝ知し君の抱負する所實に量るへからざるなり君嘗て自贊あり曰く

立天下利權之衝、而家無擔石之儲、承一世驕奢之後、而心甘帽  
殼之廬、嗟呼乎是古豪傑之徒歟、神仙佛菩薩歟、將大欲之似無  
欲歟、

と掲げ以て評論に代ふと云ふ



渡邊驥君





### 渡邊驥君

嘉永安政の際鎖港攘夷の説盛に行へるゝに當り佐久間象山  
獨り眇々の身を以て熱心奔走開國貿易の行はさるへからさ  
る所以を唱道し終に世論の容るゝ所とならず中途にして空  
しく暴徒の鋸刃に斃れ經世の器卓犖の材施す所なくして止  
む然れども象山死せしより或は其教を受け或は其風を聞き  
起る者陸續踵を接し象山の遺志を繼ぎ遂に維新の大業を爲  
すに至れり渡邊君は實に其一人なり  
君幼名は左太郎中ころ中洲と稱し後驥と改む天保七年九月  
九日を以て松代に生る父名は格通稱は十太夫母は片岡氏世  
々眞田侯に仕ひ劍道の師範たり食祿百五十石なり幼にして



佐久間象山の門に入り東西の學を修め又劍を家庭に學ぶ君  
 象山の門に在りて吉田松陰高杉東行及び久坂玄瑞穴戸半藏  
 の諸氏と邂逅し共に其議論を上下し大に感ずる所あり歎し  
 て曰く方今海内の狀勢を觀るに國論攘夷開國の二派に分れ紛  
 々擾々未だ歸一する所を知るへからず而して幕吏大計を知  
 らず徒に姑息因循以て安を一時に偷むのみ此の如くにして  
 已まされは幕府覆亡の期近きに在らん枳棘は鸞鳳の住む所  
 にあらず百里は大賢の路にあらず豈區々として僻地に蝮屈  
 し坐なから時機を失ふへけんや身を立て家を興すは實に今  
 日に在りと然れども辭々として志を得ず不平の餘時に或は  
 酒樓に登り以て悶を遣る一日友人と共に角觥の戯を觀る力  
 士あり君の坐する所の度假に至りて來觀の辱きを謝す君曰

く汝何者そ何う慢に來りて我坐を汚すやと嚴に之を叱す力  
 士叩頭罪を乞ふ君曰く汝亦愛すへき者前言聊か汝を試みる  
 のみ汝深く意となすこと勿れと相携へて一酒樓に至り對酌  
 歡を盡して歸る事藩に聞ゆ藩士の禮を失ふを責む君  
 疎放の志猶已ます屢善光寺權堂に遊ひ博徒の輩と交り酒を  
 酌み妓を聘し豪遊虚日なし其意蓋し此輩の力を假り他日の  
 用に供せんとするに在り藩嚴にその規に違ふを咎め君を廢  
 し弟中君をして其家を繼かしむ親戚故舊敢て之を訪ふもの  
 なし然るに象山時々後門より來りて之を慰問し且人に語り  
 て曰く左太郎他日必ず事を爲す者なりと  
 君已に祿を失ひ却て其藩の羈絆を脱したるを喜ひ曰く吾志  
 始めて伸ふる事を得と慶應二年郷を出て江戸に上り象山の



遺志を繼ぎ勤王の諸士と交り奔走盡力せしこと少なからず  
 維新の際或は北陸先鋒總督の命を奉じ或は岩倉輔相の密旨  
 を受けて諸藩に使し又藩兵を監して飯山より越奥に進み數  
 月の間賊軍と戦ひて功あり藩主特に永世祿五十石を賜ふ明  
 治二年彈正少疏に任じ尋て彈正大疏に進む三年二月彈正大  
 巡察に任じ四月彈正權少忠に進み十月更に彈正少忠に進む  
 四年七月刑法局彈正臺を廢して司法省を置くや君亦同省出  
 仕を命せられ少判事に任せらる十月權中判事に進む五年五  
 月司法少丞に進み大檢事を兼ね從五位に叙せらる八年八月  
 司法省第一局長を命せらる十年一月大少丞の職廢せらる君  
 任せられて司法大書記官となり庶務照査修補の三課長たり  
 十二年十一月兼ねて太政官大書記官に任す十三年二月勅任

檢事に任じ大審院詰を命せらる尋て元老院議官を兼ね從四  
 位に叙せらる十四年十月大審院檢事長を命せらる十五年十  
 二月勳三等に叙じ旭日中綬章を賜はる

君司法官奉職の間或は會社並組合條例審査委員となり或は  
 日本海令草按審査委員と爲り或は代言出願人試験委員長と  
 なり或は高等法院檢察官と爲り前後盡せし所の功甚た多し  
 十九年一月君本官を免し専ら元老院議官たり尋て勅任官二  
 等に進み正四位に叙せらる二十年三月勅任官一等に陞叙せ  
 られ九月從三位に叙せらる二十一年五月勳二等に叙せられ  
 旭日重光章を賜はる二十三年貴族院議員に任じ尋て又特に  
 錦鷄間祇候を命せらる元老院の將に廢せられんとするや  
 天皇陛下特に御陪食を命せられ且勅宣を賜はりて曰く



曩に元老院を設け爾來朕が立法の事を翼賛せること茲に十有餘年今也帝國議會開設の期に臨み該院の事業將に終を告げんとす朕卿等と一堂に會食して聊か積勞を慰む爾後卿等と歲時相見て嘉樂を俱にせんことを望む

嗚呼實に榮と謂ふへし

評に曰く吾の此書を編せんとするや屢君を訪ふてその自傳を求む君手書答へて曰く

肅啓頃者信濃出身人物傳御編纂に付拙者の履歴をも御掲載相成度趣を以て度々來訪を辱うし厚意謝する所を知らず候然るに其都度御話し申候通り抑人間の經歷及び其價値は棺を蓋て初めて定るべきものにして生前に於ての毀譽褒貶は其人によりて同じからず親しき者の褒辭必しも

信すへからず疎き者の批難亦必しも意とすへからず況や榮辱盛衰定りなき塵寰に於ける人間の事生後死前如何なる變遷を経如何なる順逆に際し又如何なる幸運を得如何なる不運に遭遇すへきや固より以て知るへからされは生前の毀譽は到底意に介するに足らぬ死後の批評とても知己を待て初めて明なるへき而已と存候故に未だ嘗て自身の經歷など親ら認め候事無之のみならず子弟に語て之を記せしめし事も無之況んや又他人に説話し世間に吹聴する如きとも無之自然に任せ抛擲致置しか爲め今度の如き折角の御所望にも御間に合ひかね御氣の毒の至りに候就ては拙者の如きは諸賢列傳の卷末を汚し候ほどの履歴は未だ全からざる者と御見留め何卒御編纂中御取のそき下



され度候只々拙者既に耳順に近かく候得とも氣力身體は  
毫も衰たるを覺えず猶舊によりて益強健なり前途尙遠しと  
考居候間今日までの經歷はいまた半生の事業たも満した  
りとも不存彌進んで拙者の天真を守り忠愛の素志を貫か  
されは不已矣と覺悟致居候若し無已は此老翁愚直樸忠な  
るは自ら信し自ら誇り此義のみは自ら許し決して人後に  
立す其餘の事は元來無一物と御承知被下候は、夫れにて  
足り可申乎呵々

十二月二十一日

驥

松下賢兄足下

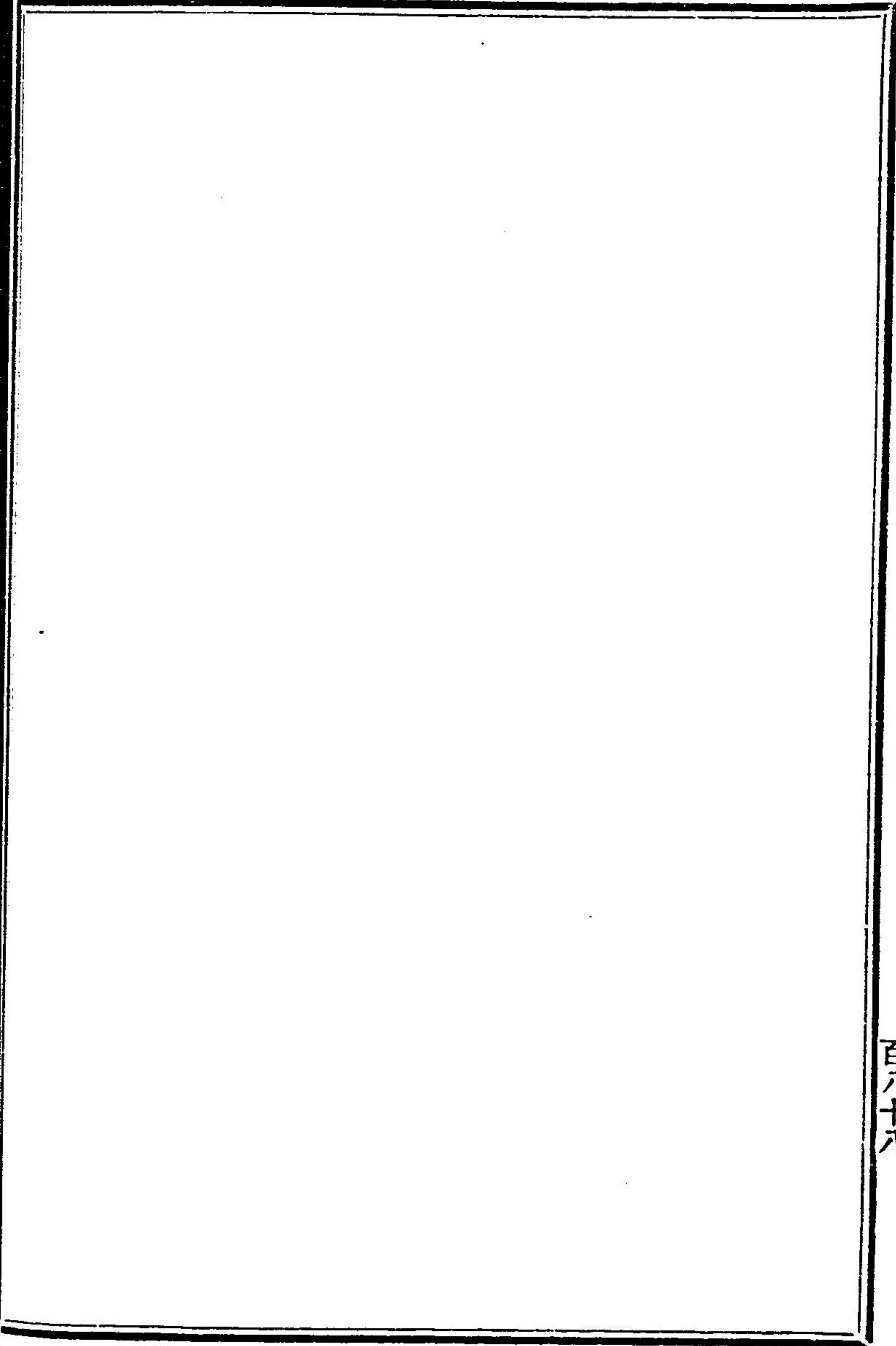
尙々在職履歷書御懇望に付かつて官命により其向へ差  
出し置候寫御目にかけて候之れもなるべく御掲載御見合

被下候方拙者つかふよろ敷候以上

吾は君か詳傳を讀者に示すこと能はさるを憾むと共に君か  
身體氣力と國家に盡す精神との老て愈壯なるを賀せざるを  
得ず



片山芳林君





### 片山芳林君

人生長からざるに非ず而して時ありて夭折の禍を免れず能く夭折の禍を除き之を長生せしむるは醫師の任なり然れどもろの方を誤れば往々人を死地に陥おることあり醫師の責重くして且大なりと謂ふ可し是れ尋常醫師に在りて尙然り況んや宮廷の中に伺候し尊嚴に咫尺しその病を診しその薬を典るをやその責の更に重大なること論を待たず是の故に朝廷侍醫の職を命する最も其の詮考を慎重し學術技能兩つなから兼ねる者に非されは其の選に當ることを得ず而して片山芳林君は年未だ不惑に達せず此の選に與るを得その學術技能に達するの致す所と雖抑亦光榮と謂はざるへけんや



君通稱は巖後芳林と改む安政二年一月十四日を以て江戸に生る世松代藩に仕ふ父を芳久君と謂ふ常に江戸南部坂の藩邸に居り留守居兼武具奉行たり慶應二年亞米利加使節の來航あるや藩士の婦女兒童悉く歸國すへきの命あり君年甫めて十歳令弟と共に母春原氏に従ひ松代に歸る居ること未だ期年ならずして父芳久君病に罹り藩に歸り病床に在ること數月君枕頭に侍し衣帶を解かず目睫を合さず療養に心を盡せしも終に其の功なく不歸の客となる君痛悼已ます纒に親戚知己の力に依りてその葬事を終ふことを得たり君己に父君を喪ひ専ら母君の教に従ひ一身を文學と武藝とに委ね龜勉怠らざりしか年十五維新の革命に際し始めて藩士の列に擧げられ飯山に於て暴徒蜂起の日に當り彈藥製造の命を

蒙れり其の後眞田侯藩知事たるの日命せられて學校助教と爲り幼童に素讀の教授を爲せり君此時より外國語を學はざるへからざるを知りしも僻陬の地未だ其の師を得ず尋て廢藩置縣の事あり外國人の來航するもの日に多きを聞き益其の必要を感せしも家素より貧にして東京に遊學するの資を得ること能はず空しく志を抱きて時の至るを待てり明治五年遊學の志益動きて禁すること能はず歎して曰く父母在すときは遠く遊はすとは古人の戒むる所なりと雖身を立て道を行ひ父母を顯はすを孝の終と爲す今予年已に弱冠を超ゆ荏苒歲月を送らは爲すことなくして空しく閭里に老死せんのみ若かず母氏の許を得て遊學の志を果さんにはと母君に請ふて曰く聞く今朝廷人才を擧ぐるに急なりと兒不